

第二十八回 参議院社会労働委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月十八日(火曜日)午前
十時四十分開会

委員の異動
本日委員高野一夫君辞任につき、その
補欠として柳原亨君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝俣 稔君
木島 虎藏君
山下 義信君
中山 福藏君

委員

有馬 英二君
草葉 隆圓君
柳原 亨君
鈴木 万平君
谷口 弥三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田 藤太郎君
松澤 靖介君
山本 經勝君
竹中 恒夫君

國務大臣

厚生大臣 堀木 鏡三君

政府委員

警察庁刑事部長 中川 董治君
厚生政務次官 米田 吉盛君
厚生省公衆 衛生局長 山口 正義君

厚生省公衆衛生 尾村 傳久君
局環境衛生部長 小澤 龍君
厚生省医務局長 安田 巖君
厚生省社会局長 高田 正巳君
厚生省保険局長 増本 甲吉君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員 増本 甲吉君

説明員

厚生省医務 熊崎 正夫君
局総務課長 熊崎 正夫君
労働省労働基 鈴木 健二君
準局監督課長 鈴木 健二君

本日の會議に付した案件
○社会保障制度に關する調査の件
(結核予防に關する件)
○旅館業法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○身体障害者福祉法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○委員長(阿具根登君) ただいまより
委員會を開きます。

社会保障制度に關する調査の一環と
して、一般厚生問題に關する件を議題
といたします。

まず、結核予防について質疑を願
います。

○木下友敬君 結核の問題で質問をい
たしたいと思いますが、その前に、こ
の問からずいぶんやかましくなってい
た医療費の問題について、一言大臣に
質問しておきます。単価の値上げで、
ずいぶん日本医師会、日本歯科医師
会、あるいは病院協会その他と厚生省
との間でやりとりがあつておりまし
て、どうなることかと思つておりまし

たが、ついに予算がきまりまして、
八・五割の値上げが十月からあるとい
うことになっております。ところが、
これは神田さんが大臣のころでござい
ましたが、当時、七、八月までには結
論を出すのだというのを言つておら
れ、次には、おくれたけれども、秋ま
では単価の値上げができるというよ
うなこと、私も非常に喜んだ。な
お、堀木さんが大臣になられてから
も、私の質問に対して、四月一日からこ
れを実行するということをおっしゃつ
た。私は非常に心外にたえぬと、その
ときに申し上げたのです。神田さん
は、秋までというのをはつきり言つ
ておられるのに、神田さん以上に大物
大臣が来られて、それが今度は四月に
なつてしまふということ、納得い
かぬのだというのをやかましく言つ
たのを私は覚えていますが、ところが、
今度予算がきまつたらば、さらに
もつと延びまして、十月ということ
になつてしまつた、これは大へなこと
でございまして、今開業しているお
医者さんは別といたしまして、公立の
病院、官立の病院なども、非常にこの
単価の問題では困つてゐるというこ
とは、しろうとの大臣でもおわかりに
なつてゐると思う。それをさきには四
月と言ひ、今度は十月ということで、
大蔵省とのやりとりで引き下つてお
いでなつたといふことは、これは大臣
のくせかもしれない。三十億もらつ
ておつたのを十億ですつと引き下
ろつた、非常に手ぎよくお引き下
りになる習性があるが、四月と言つ

ておつたのを、十月でがまんなさつ
たのは、お人柄とも言えますけれど
も、これは、国民大衆としては非常
に困ることです。何とかこれは、もう
少し早くならないかといふことを、私
は非常に国民とともに憂へてゐるとこ
ろであります。聞くところによります
と、十五人委員会というものを昨年
になつて、そしてそこで、この十月
までにはこの問題を解決するというよ
うなお話を承わつた。まあ十月までに
解決するといふんではおそきに過ぎる
わけでありまして、私は、一体この十
五人委員会といふのは、どこからこの
話が出てきたか、だれが言ひ出した
か、その目的がどんな目的であるか
といふことはつきり知りません。性
格がどんなものであるか、もちろん法
律で定められた協議会のようなもの
でないことはわかつております。また、
衆議院で滝井議員の質問に対して、大
臣は、十五人委員会といふけれども、
その人数にはとらわれないのだ。また、
りっぱな法律できまつた協議会がある
のだから、それとまぎらわしいものを
作るのではないけれども、率直に言つ
て、お互ひに會つて、中央医療協議会
の答申に従つて、共通の目的を持つて事
務局案を処理していくために話し合
ひの場を作ることはいいと思ひのだから
やるのだと、こういうことを滝井君に
は返答しておられる。また、こゝでも、山
下委員の質問に對しましては、八・
五割を値上げすること、その内容の
事務局案について完璧を期するために
懇談の場を持ちたいのだといふことを

言つておられる。はつきりこの十五人
委員會をやるのだといふことを言つて
おられますが、ただそのとき、時期に
ついては明言しておられませんか。私
としては、少くもこの十五人委
員会が発足するであらうといふので、
首を長くして待つておるのです。ま
た、おのおのの団体からは、名簿も
すでに提出されたといふことを聞いてお
るのです。私はこの際、この性格な
り、名簿が出たとすれば、どういふ人
たちが委員に任命されたか、そしてい
つごろからこれをおやりになる気か、
これをはつきりしてもらひませんか、
全国の医療関係者といふものは、これ
をただ一つの頼みにしてゐる。この点
一つ、大臣のはつきりした御答弁をい
ただきたいと思ひます。

○國務大臣(堀木鏡三君) 医療費問題
につきましては、私も、かつて木下委
員の質疑を受けまして、四月一日から
実施をいたしたいと思つておりますと
言ひました。木下委員から、四月一日の
実施については、おそ過ぎるというお
しかりを受けたことを記憶いたしてお
ります。しかし、はなはだこれが、三
十三年度予算におきましては、三十三
年度の下期、十月一日から実施いたす
ことになり、予算を提出して御審議を
願つておりますが、この点は、時期が
おくれまされたことは、私まことに申し
わけないと思つております。私どもと
しては、御趣旨に従つて、過去六年間
未解決でありましたものを、一日も早
く実施いたしたいという考え方で進ん
でおつたのであります。私の習性と

おつしやつたのでありますが、私は、決して妥協の習性ではないのであります。しかしながら、諸般の情勢が、ああいうふうに、私どもの案についてこまかく御協力が得られて、そしてきちつとしたものができておりますれば、私は、時期もあるいは變つて参つたかと思ふのであります。しかし、いずれにいたしましても、三十三年度下期から実施ということに決定して、御審議をわずらわしておる次第でございますが、この際、一部の新聞に、十五人委員会というものが伝えられたのであります。しかし、この十五人委員会というものは、一体どういふものであるかと、いかにもこれが、何と申しますか、権威ある一つの機構であつて、それに対して厚生大臣が諮問しなければならぬような性質のものではございません。御承知の通りに、われわれが諮問しなければならぬのは、唯一の機関は、これは中央社会保険医療協議会であります。中央社会保険医療協議会の御答申は、医師会も含めて、満場一致でもつてちよいだいいたしておるような次第でございます。従いまして、ここに残りますことは、ただこの実施時期が延びましたので、私どもとしては、実施までに全力を尽して、より完璧なものを作りたいという考え方は持つておつて、それに対しまして、いかなる方面の御協力も仰ぎたい。ここに御質問の八・五％の問題が、実際に適用して八・五％になるのかどううかというふうな御疑問がある向きもございいますので、私どもとしては、この八・五％を中央医療協議会の御答申の線に沿ひまして、すなわち、言葉をかして申しますれば、合理化をするかし

ないか、合理化の観点に立つて、これは、日本医師会の方も含めて、合理化は賛成された御答申であります。それに沿うて、そしてしかも、八・五％を真に確保できるかどうかという實際のあてはめ作業を念には念を入れてやりたい、と、こういうことは、かねて私は、実施の時期まで最善を尽したいという考えを持っておったのであります。

ただ、たまたま、率直に申し上げますが、一月ごろでございましたが、日本歯科医師会が主として発案者だといわれておりますが、日本歯科医師会と、そして日本医師会の方が来られました、党の方に、何とか五人、五人、五人ぐらいで委員会を作つたらどうだろうと、それは法律によつてできる必要もなく、また、かつてのマル単の会議のようなものである必要もない。厚生大臣が実施の完璧を期するために、そういうふうな五人、五人、五人でできるようなところで話し合つたらどうだろうという申し出があったと聞きました。確かにそういうふうな点も一つでありましたが、何か十五人委員会です万事が決定していくようにお考えになることは、非常に私どもとしては迷惑な話である。それからもう一つは、これはもう、木下さんよく御承知でありまして、マル単の会議を日本医師会が脱退されるという事態が中央医療協議会にかける前に起りました。私どももはなだ困惑いたしましたし、迷惑をいたしました。しかも、そのマル単の会議は、かつて日本医師会から御主張なすつてできた会議であります。それをみずからぶつこわしなさるような状態であつた。しかも、私就任する早々であつて、日本医師会と何ら特

別に取り立ててお互いの間に確執が起る余地もないのですが、そういろいろな問題が起つたということは御承知の通りであります。私としては、どんなものを作り、完璧を期そうと努力いたしたとしても、その共通の話し合いができる状態になりませんと、しばしばの会合が逆に悪い結果を起しておるのであります。現に私は、しばしばその経験を厚生大臣になりましてから経験いたしております。従いまして私は、どういふふうな方法で、こゝいう八・五％の完璧を期するかという問題については、私自身が諸般の情勢を見まして、そうして共通な話し合いの場ができる場合でなければ、私はかえって逆効果だと思つて、しばらく推移をななめがめておるといふのが現状でございます。これで事態は隠すところなく申し上げましたから、おわかり願つたらうと思つておるのであります。

○木下友敬君　話術がうまいので、私はわからない。十五人委員会というのは、一体認めておられるのかおられないのか。ただ話し合いの場を持つというのは、人間であれば、だれとでも広く意見を聞くというわけで、おいで下さい、おいで下さいと言つて話はできるけれども、私のお伺いしておるのは、この目的は、円満に話をつけるために、名前も十五人委員会という名前が喧伝されておるわけなんです。これをお認めになつて、そしてさうくお開きになるかというお尋ねをしたならば、今のお答えは、当分は開かぬというお話であつたが、あとでは、開くのかどうか、いつまで待たせるのか、それをお伺いしておる。

○國務大臣(堀木鏖三君) 十五人委員会という公称の名称のものは何もございません。はつきり申し上げます。ただ私が、今後事態の推移をながめて、円満に話し合ひのできる場を作ることには、私は最後まで努力をしなければならぬし、さらに、私自身が、八・五%の確認をするという、あらゆる手段を尽すという考え方はあります。しかし、十五人委員会という、いわゆる公称されたものは何もございませんことをはつきり申し上げます。

○木下友敬君 名前は、十五人委員会という名前のものはないけれども、歯科医師会あるいは日本医師会から、党の方に申し入れがあつて、おそらく党の方でそれは御賛成になつたように承わつておりますが、その会はお持ちになるつもりですか。

○國務大臣(堀木鏖三君) 党と私どもの話し合ひはいろいろございますが、この際に申し上げることは、何ら権威がないと思うのであります。今になれば、厚生大臣として、どう決心して、この問題を解決していくかということだけにかかつている問題だと私は思つております。ただ、不思議なことに、は、そういうふうでありましたら、突然日本医師会と歯科医師会から、五人の御氏名をただ連ねた書面が参りました。何のこともか私にはわかりません。かつまた、そういう形でそういう問題が出て参りましたときに、先ほど申し上げた円満なる話し合ひで、進歩ができるかと私は思いませんでした。でありますから、その問題は、私どもとして、今のところ考慮外にあるということをはつきり申し上げておきます。

○木下友敬君 何か大臣は、この十五人委員会のことを質問したら、ふだんに似合わず戦闘的で、何か、日医と事をかまえているような言いぶりだし、また、私の質問に対して、私は、ここでは議員として質問しているが、日医の一員として質問しているのではないから、もっと落ちついて、ゆつくり話してもらいたいと思うのです。先にお尋ねした、たとえば、そういう名前が突然来たら、何のことかわからぬ、ということも、これはおかしい、ということも、これは、十五人委員会の名簿をで、提出したのだぐらい、おわかりになったと思うが、その名前がどんな人が出ているのか、これも事のついでにさつき質問しましたから、もうお受け取りになって、すぐ捨ててしまったものなのか、でなかったら、それを発表してもらいたい。

○國務大臣(堀木謙三君) 非常に戦闘的というところで、申しわけございません。そういうつもりはございません。その段階におきましては、物事は、あいまいを許さない段階だと思いましたが、そのために、幾分強く申し上げたので、そのために、幾分強く申し上げたかも知れません。その点がお気にさわりましたら、お許しを願います。私の方法としては、率直に申して、ほんとうに話し合いの場というものは、従来の話し合いの場と比べると、形式的な話し合いの場を持つと、あの結果がいつよりもよくないであります。これは私も、不敏といえども、半歳の間にしばしば経験をしたところであり、話し合えば、かえって所期の目的をよく達成しないというふうな考え方であり

れはいけません、山下さんが質問したときには、この十五人委員会をやるのだというように私は思つておつたのです。今までのを要約して言いますと、きようお伺いしますと、結論的には、やる気はないのだ、こり言われなように私は受け取るのでありますが、そのように理解してよろしうございしますか。

○国務大臣(堀木鎌三君) 話し合いの場は必ず持つように、できるだけの努めはいたしたい。ただし、十五人委員会とか何とかいう固定したものではない。ただ、先ほども申し上げましたように、十五人委員会は、党と私の間にも話し合いはございます。それは、十五人委員会というものではなくて、一つのアイデアであります。私にその場

量はまかされておる。話し合いをしてよりよくしていくということは、むしろ望みも私も同じ方針で従来ともやって参りました。それだけは御了承願いたい。

○木下友敬君　その話し合いは、あなたもさつき、だれとでも話し合いはするのだと言われますから、それはそれでしよう。だれとでもお話し合いになる。しかし、委員会がないと言われますけれども、少くともメンバーがきまつて、このことでずつと話し合つて、十五人委員会であらうとなかろうと、一つの委員会みたいなものになりますけれども、そういう面会に来た者とは、だれでも話し合いをするということとはだれの場合でも同じで、大臣の場合だけでなくともそういうことは言えますしうけれども、今の問題にしているのは、十五人委員会という名前で私は質問していますが、そういうような一つの固定した機関のようなもので、そ

○政府委員(山口正義) もしも三十四年度以降におきまして、三十三年度と同じ程度の予算の増加率というふうなことを見込むというふうで考えて参りますと、半減させますのには十年以上の年数がかかると思うのでございませうが、三十三年度は、遺憾ながら五年間半減というふうなペースにおける予算の計上はできなかったものでございませうが、三十三年度において計上されました予算をできるだけ有効に使いまして、そうして受診率三三%を五五%ぐらいいまで上げ、受診率も向上させて、従来の結核患者総体から考えますと、やや減少の傾向をとっておりますが、その減少の傾向をさらに少し強めることはできると思うのでございませう。三十四年度以降にどういふふうな予算を計上して計画を実施していくかということによりまして、今後何年間に半減させるかというふうなことが考えられると思うのでございませう。

○木下友敬君 それは非常に困るのです。五年間でできようと思つたものを十年間、当局の口から、十年間かかるだろうというふうなことを平気で言つてもらうようなことじや困るのです。が、一体それじや、その健康診断にしまして、百九十八班の検診班を作つて検診するのだ、こういうことを言つておられますが、百九十八班の検診班の編成は、どういふふうな形でやるのですか。

○政府委員(山口正義) 医師が一人、それからレントゲン技師が一人、それから看護婦あるいは保健婦、それを一人、予算的にはその三人を考えております。実際の編成といたしましては、そのほかに、もちろん自動車の運転手も必要でございませう。事務職員も必要だということも考えております。一応実際的には五人ぐらいを必要といたすと存じますが、予算的には、最初に申し上げました技術職員三人を考えております。

○木下友敬君 従来、結核の予防につきまして、保健所が中心になってやるといふことになっておつたように思ふのです。全国に七百八十か、七百九十幾つかの保健所がある。今後この七百九十幾つかの保健所が、おそろく中心になってやるとすれば、単に百九十八班だけでなくて、七百班とか、八百班とかいふもので活動ができるのだと思ふのですが、ところが、それだけの保健所があるにもかかわらず、百九十八班の班で健康診断をするのだ。しかも、これは新聞の報道ですが、それは、日本医師会の会員が無料奉仕で自動車に乗り込んで、そして厚生省の企てに御協力を申し上げるのだというふうなことが新聞に載つていまして、どうですか。それは予算の關係もありまして、医師会の応援を得るというふうなこともいけれども、自分のところの手にあるところのこの七百九十幾つかの保健所を一つ動員して、七百班の検診班を作つてやるというためには、予算がないから、予算が取れなかつたから、百九十八班がまんするということ考えですか。

○政府委員(山口正義) ただいまのお尋ね、非常に重要な点でございませう。少し詳細にお答え申し上げますと存じます。従来健康診断は、ただいま木下先生おっしゃいましたように、保健所が中心になってやつておつたのでございませう。

す。保健所に可搬式のレントゲンの装置がございませう。保健所にまた、可搬式のレントゲン装置を運ぶ自動車もございませう。そのほかに、従来、過去数年、検診のレントゲン自動車を整備して参つておりました。それは、大体目標として、三保健所に一台の割合で整備して参つてきております。それがまだ途中でございませう。あとまだ四、五十台整備したいとせんと、当初の計画通りにいかなのでございませうが、従来は、保健所の可搬式のレントゲン、それからレントゲン自動車、レントゲン装置のチャントできておりましたレントゲン自動車、そういう二つの装置があつたわけだと思ふのでございませう。それで、保健所へ比較的对象の集団してあります所へは、その保健所の可搬式のレントゲン装置をほかの運搬自動車に積んで参りまして、そして学校なり工場におろして、そこで対象者の健康診断をするというやり方をいたしておりました。それから、一般の市町村民に対しては、一カ所にたくさん集まつてもらうというふうなことがなかなか困難でございませう。で、レントゲン自動車をどこどこへずつと回して、そこへ来てもらつて検診をするというやり方をいたしておりました。ところが、従来は、その保健所の職員が、まあ特殊な県は別でございませうけれども、大体において保健所の職員がその保健所の可搬式のレントゲン装置も使い、あるいはレントゲン自動車にも乗り込むというのをしておりましたために、せつかくレントゲン自動車を持ちながら、同じ職員が両方に使われなければなりませんので、効

率が必ずしも十分でなかつたというふうなことがあつたのでございませう。そこで今回は、三十三年度からは、保健所の職員は、その保健所の可搬式のレントゲン装置を使つての検診に集中して、そうしてレントゲン自動車の方は、今度予算に計上していただいております百九十八班の班を編成して、レントゲン自動車に乗つてもらつて、そして保健所の働きと別に、もちろん全体計画としては保健所でいろいろと考えますが、動きとしては、保健所の職員は、その保健所自体のレントゲン装置を使つての検診をする。それから、レントゲン自動車の方は、今度新しく考へております検診班によつて検診をしていく。その検診班の編成は、先ほどお尋ねがございましてお答え申し上げましたような人数を考えているわけだと思ふのでございませう。その検診班の費用としまして、お医者さんを囑託し、それからレントゲン技師に臨時に出てもらふ。あるいは保健婦さんまたは看護婦さんに出てもらふという費用を計上しているわけだと思ひます。決して医師会の方々に無料で奉仕していただくという考えは持っておりません。役所の組みます予算でございませうので、なかなか十分な謝礼は差し上げられないのでございませうけれども、一応従来の予算で計上しておりましたような、ほかの予算でも計上しておりましたような、お医者さんあるいは看護婦あるいはレントゲン技師に対する謝礼という金額は組んでおまして、医師会の方にお手伝いをいただく場合には、それらに差し上げ、また大学の医療機関あるいはほかの公的機関からお手伝いをいただくときに謝礼を差し上げる、そ

う考えてやつて参りたいと思ひます。

○木下友敬君 編成の工合はよくわかりました。ところで、私はそこに少し疑問を持つのは、保健所の者がその検診の自動車に乗つては行かないといふことなんです。保健所に乗る人がいないのじやないでしょうか。保健所は、医師が非常にいない所がある。特にレントゲンの自動車に乗つて結核の検診をするといふような有能な医師がいないので、非常に老朽なお医者さんが名目的にいるといふような保健所がかなりあるように思ふのです。それからまた、保健所は、医師がほしくて、お医者さんが来てくれないといふような状態で、困つておられるという。私はそういうふうなことを考へて、保健所にお医者さんを雇ふことと考へて、こゝへ百九十八の新し班を作つて、そこにレントゲンのわかるようなお医者さん囑託し、それから、新たにレントゲンの技師も、これもなかなかそつとさんおられます。そのレントゲンの技師も、百九十八人新たに雇つて編成していく。金はあなたお作りになつたでしよう。しかし、その人間を得ることが、固定した保健所に勤めてもらふ人さへ手に入らぬのに、あまつさへその上に、今度新しく検診班の医師をさらに、今からやることができるといふ、気やすく雇ひ入れることができない見込みかどうか、私は、これもさういふ——医師でさえあれば、免許さえ持つておればよいといふなら、それはいいでしよう。私でも行きましよう。ですけれども、少くも結核の検診で、そういうわけにいかぬとす

れば、一体それは御自信があるかどうか。自信があるくらいなら、なぜ保健所の医者を補充しないかということも言ってみたい。

○政府委員（山口正義君） 御指摘のよ

らに、保健所の職員、特に医師の充足という点について、非常に不自由を感じているわけでございます。申しわけのない話でございますが、専任の所長のいないというような保健所も、数はわずかでございますが、あるというより、現状でございます。従って、まず保健所に医師を得るということが第一だと思っておりますが、それは、別にいろいろな方法を講じて、今努力をいたしておりますが、今回の検診班の編成は、検診班に人を得られるくらいならば、保健所に配置できるじゃないかという御指摘でございますが、検診班のは、臨時に来ていただくわけでございます。ほかにきまつた仕事をお持ちの方で手のすいた方、たとえば、大学の医局で時間をさいていただけるというような方を、固定した方ではないに、かわるがわる出していただくというようなこと、特にレントゲンの技師につきましては、その点なかなかかみずかしい問題もあるかと存じますが、大きな医療機関、大学等に頼んで、出していただきたいというふうに考えているわけでございます。この検診班の稼働日数も、一年間フルを考えているのではありませんで、積算の基礎といたしましては、稼働日数大体二百日というふうに考えております。保健所に専任でお医者さんに来ていただくということは、なかなか現在みずかしい状態でございますが、臨時にこの検診班の要員として乗り込ん

で、お手伝いいただくということとは、その方がよりやりやすいのではないかと、いろいろに考えているわけでございます。

○木下友敬君　それは、そういう方針

でいけるのいいと思いますが、私は、どうしても保健所の医療従事者の充実ということには、一段と力を入れてもらいたいと思う。これにほんとうの力が入っておれば、今度の検診班を作るということも、私は、非常に気やすくいくと思うのです。ところが、やはり臨時雇いにあつちこちから拾ひ集めて、そうしてまた、レントゲンの技師に至つては、これは、それ以上入手が困難だと思うのですが、それも果して雇ひ込み得る自信があるかどうか、方針はそうであらうけれども、これは、実際に得なければだめなんです。しかも、結核の検診なんというものは、一人一人のものをつまみ出して連れてきたからできるというのではなくて、一つのチーム・ワークなんです。型通りでやつていつて、そうしてできるというならいいが、そうでなくて、誠心誠意をもつて、自分の仕事としてやる人を得なければだめなのに、ちやうど自由労働者を雇つてきたように、どこが有いたならあいたといつて、かき集めてきてやるというのでは、これは、お役所の仕事としては、それで顔が立つつかもしらぬけれども、ほんとに結核と取り組んでいくというためには、もう少し本気で、保健所の拡充ということから、基礎的な考えからやつていかなければ、基礎はできないのに、上から手を広げていくというようなやり方には、私は賛成できないのです。

○政府委員(山口正義君) 保健所をま
ず充実しなければならぬという御意
見、その通りでございます。現状、な
かなか保健所に専任の職員を得るとい

ることがむずかしい実情でございます

て、従来、その保健所の不十分な職員がレントゲン自動車も駆使し、また、可搬式レントゲン装置も使うというよりなことでやっておりましたが、根本的には、保健所の職員を充実するというところでございますが、とりあえずこの結核対策を、先ほどおしかりを受けましたけれども、本年はこの程度しか予算は計上できなかったのでございますが、少くとも三十四年度以降は、もし五年間でできなければ六年間、あるいはできるだけ短かい期間に、当初の目的通り実現させるといふふうに持つていかなければいけません。それで、とにかくこの結核対策の出発点でございますが健康診断の実をあげるという点で、一つの手段として、この検診班を考えたわけでございます。

○木下友敏君 保健所も、今の状態では、非常に能率が上っておるところもあるし、上っていないところもあります。一段と御努力願って、もう少し一つよくしてもらいたい、こういうことをお願いしておきます。

それから、この前にもそういうお尋ねをしました。このごろ結核療養所が非常にベッドがあいておる、空所がだんだん多くなってきた、こういうことなんです。これは、地方別にも違ってくるだろうし、それから、その大きな工合で、機能別にも、あいていいるところとあいていないところ、また、中の設備の工合、手術をするところとかしないところとかいろいろな、

○政府委員（山口正義君） 全国で、昨

年の十月現在で二十六万三百床、結構

が、利用率が大体八三％程度でございます。二十六万床のうち利用率が八三％、従いまして、逆に申し上げますと一七％程度の空床率があるわけでございます。

○木下友敬君　そこで、最近、療養所を統合するとか、あるいは廃止するとか、あるいは整備するとかという言葉が使われておるようですが、それを整備統合するというような考え方は、それは何ですか、その療養所が非常に小さいとか、あるいは老朽で用に立たないとか、あるいは、そういう原因でだんだん空床がふえてきたとかというのでも、これはもうたんだ方がいいていいというふうなお考えで、精核療養所を廃止していこうというふうなお考えであるとか。聞くところによると、たとえば、花巻であるとか、岐阜であるとか、京都、柳井、岡山というように所にそれという問題が起つておるように聞いておりますが、それらについて御意見を承わっておきたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君)　ただいま木下先生のお尋ねの点は、国立の結核療養所についてはお話かと存じます。民間の、あるいは府県立の結核療養所、あるいは法人立の結核療養所につきましては、私ども、今そういう話をあまり耳にいたしておりません。むしろ、たとえば法人立の結核療養所につきましては、その空床対策をどういうふうにしてやっていくかというふうなことに

をいろいろ検討しているようでございますが、国立の療養所につきましては、所管が医務局でございますので、医務局の総務課長が参っておりますの

.....

課長でございますが、国立療養所につ
きまして、統廃合を考えておるのかと
いう御質問のことでございますが、国
立療養所は、発足当時からいろいろ歴
史を異にしておりまして、立地条件や
あるいは施設の規模、設備等におい
て、医療機関として必ずしも適正でな
いという点も多少あるわけでございま
す。それで、御指摘のように、そのた
めに若干病床利用率等につきましては、
各療養所におきまして多少差を来して
おります。そういう点も考えましょ
う。将来一部施設については、予算の
範囲内で統廃合も考えていきたいとい
うふうに、目下検討中でございます
が、具体的にどの施設をどうするとい
うふうなところまでは、まだ現在のよ
うな決定をいたしておらない状況で
ございます。

○木下友敬君　今、花巻とか、岐阜
とか、京都とか、柳井とか、岡山とか
いうような名前を私言いましたが、さ
うすることについて具体的に問題が討
たれて、研究されておるのではないの
ですね。あわせて、今申しました中
には、もう相当古いものも私も見て
るように思うのですが、今述べたもの
の保安度からいって、常識的に、あ
るいは行政面からいって、これはもう
めなければしょうがないと実際考え
おられるものがあるのではないと思
います。それはどうですか。

○説明員（熊崎正夫君） 具体的に、な
だいま先生がおっしゃるような、施設
をどうこうするといふところまではま
だ決定をいたしておりませんが、しか
し、御指摘のような施設につきまして
は、相当腐朽したりしておるようなも
のにつきましては、これを他の療養所
に移すとかいうふうなことは考えなけ
ればならないということで、検討中であ
ります。

ただこの際、その場合に、私どもの方としましては、国立の結核療養所の全体のベッド数が現在よりも少くなるというふうな考え方で統廃合を考えるということは毛頭思っておりないわけです。現在のベッド数はそのままにして、おいて、それで、悪い施設からいい施設にかえていくというふうな方針で考えたいというふうに思っております。

○木下友敬君、これはまあまあ、私心配だからお尋ねしておくんですが、国立の療養所なども、今非常に経営がむづかしいですね、実際にやっていたいという状態。まあ幸いに国立だから、足らないときは国が補ってくれますから、やっていたいけるようなものの、それでは果てがないというよりなこと、これを特別会計というよりな形に持っていて、独立採算にやらせるといふようなことを考えておられるようなことはないですか。

○説明員(熊崎正夫君) 目下のところは、そういうことは考えておりません。

○木下友藏君 目下のところ考えていないけれどもね。そうでもしなければこれはいけないのじゃないかということで、そういうふうなことに ついては、全然思つてみたこともありませんが、

か。それとも、将来検討せなければならぬというように話題になつておるといふようなこともございませぬか。

○説明員 熊崎正夫君 一部そういろいろが、しかし、現段階におきまして、少くとも来年か再来年か、そういう形で特別会計に移行するといふうなことは考えておりません。

○木下友敬君 それは非常にけつこい
です。もし特別会計というようなこと
になってくれば、これはもう非常に營
利化してきましてね。まあ実際に、一
般会計でやっておつたものが独立会計
になってくると、その従業員の一第
首が関係してきますし、また、働いてお
る人も、成績を上げなきゃならぬとい
うので、非常に無理をするというよう

なこと、公共性が失われるというよりなことがあるから、これは私、非常に心配なことだと思っていました。今のお言葉で、当分はそういうことを考えないということで、安心をいたしました。よりな次第です。どうかこれだけは、まあ十年計画になるか、十五年計画になるかわかりませんが、結核という問題を解決するために、ぜひこの国立療養所の独立採算制ということとは考えないでお願いいただくように、私はお願いしておきます。

そこで、今、一七%のあき部屋があります。が、当局として、一体こういうふうに部屋があいてくると――患者数は決して減ってはいないんです。死亡率は減っているけれども、患者数は減っていないのに二十六万ちょっとしかないところの病床ですね。二百九十二万もおる患者の中から、たった二十

六万の病床しかないのに、それが一七％もあいておるといふ……、何か原因があるだろうと思ふ。一ころは、どんな小さな療養所でも、二十人、三十人の患者さんが、まだ部屋があかないかあかないかと、言つて待つておつたのが、今はあいておる。この空床の原因といふことについては、十分御検討になつておると思いますが、それを一つ御説明を願いたい。

○政府委員(山口正義君) 空床が増加して参りました原因は、単一ではないと思うのでございます。いろいろな考えられるのですが、一つは、現在の空床の状況から、あるいは利用率の状況から見てもわかりますように、地理的に、地域的に偏在いたしておりまして、待機患者の多い療養所はまだ依然としてございます。それにもかか

わらず、一部において空床があるというところでございまして、これは、先ほど木下先生が御指摘になりましたが、病院の、療養所の設備、これは物的にも、あるいは人的な点も考えられると思うのでございますが、そういう点、ことに最近外科手術が進歩して参りましたので、結核の治療を受けられる方は、外科の治療を受けたいという方が非常に多うございます。そういう点から考えまして、従来のようなサナトリウム式に、寝ているというだけのやり方でない方向に進んできております

ので、それで、患者の方もいろいろ選択的になってこれられているということが一つの原因だと存じます。

それからまた、化学療法の進歩に従いまして、必ずしも入院しなくても医療の目的を達せられるという患者が相当ふえてきているということも一つの原因だと思っております。

それからもう一つは、やはり実際に治療を受けたくても、経済的に突っかかり棒がないために入院できないという方が相当数あるということも、これも否定できない事実だと思うのでございます。

それからもう一つは、回転率が比較的最近早くなって参りましたので、そろいたしますと、実際に空床率と申しますか、退院してすぐ入るということでなしに、その間に一日か二日あぐの空床率が割合ふえてきているというのが一つの原因だというふうに考えられるのでございます。いろいろ原因が考えられると思うのでございますが、おもな点は、ただいま申し上げたような点ではないかというふうに考えております。

○木下友敬君 今お述べになったりわで、地域的偏在とか設備の工合とか、あるいは化学療法が盛んになったとか、経済的理由だとかいうようなことは、これは納得できますが、回転率というのは、これは一日か二日あくだけでございますが、実際のごとの部屋があいているというのは、もう長いことあいておるんです。もう固定的にあいているという状況がふえてきている。だから、これは回転率ということでは説明がつかないが、問題になります。

すのは、今おしやつた経済的な面、これは非常に重要だろうと思うが、たとえば、医療保護が非常に圧縮された。生活保護の面で、非常に医療保護が圧縮されたということが私大きな原因だと思ふ。それから保険関係では、入院の一部負担を支払うようになつた。こういうことが圧迫になって、私

は、入院の足を鈍らせるということが考えられると思ひんです。これは、あなたの関係ではないけれども、保険の、あなたの関係になってきますけれども、保険の方の一部負担を取ることになったので、療養所に入ることというのが非常に足が遠くなってくるということに私は関係があるところ、こういうふうに考えております。ところで、これは委員会でのことでも言われておりますが、たびにとこでも言われておりますが、保険局長いますか……。

○委員長(阿具根登君) 予算委員会に出しておりますから……。

○木下友敬君 だれもない、保険團に係は。いなければしょうがないですね。予算委員会には大臣が行けばいいんで、局長くらいは呼んでおいでもらわぬと困りますな。

それから、もう一つ原因は、私は

やつぱり保健所で言つたように、療養所にお医者さんが足らぬと思うんですよ。ひどい所になりますと、鹿児島県の志布志療養所には、ベッドが三百あつて、お医者さんが四人しかない。そこに四人というけれども、一人は七十何才です。一人は六十何才、それは、年は幾つになりまして、有能であるかも知れないけれども、二百人のところに四人のお医者さんしかない。しかも六十才、七十才では、患者は安心しないと思うんです。また、

青森県の八戸療養所でも、百五十人のところに、お医者さんが二人しかいない。こういふふうに、内容が充実していない。そうすると、そういう所はどうしても患者が集まていけないという結果になっておると思うんですが、これは、さつき保健所の問題で申し上げましたと同様に、適当な医者を適当

に雇い入れるということにもつと努力せなければいかぬ。私は、療養所のある所は、従来はまあへんびな所でありまして、へんびな所では、子弟の教育などにも困るし、なるだけ都会に赴任したいというような考えから、療養所などに勤める人が少いのだろうと思うのです。また、公務員でありますから、給与の点についてもきまっていますのでしようけれども、こういうような特別職と言つてもいいような者について、給与の点も考えて、何とかして、療養所があるからには、これは、医療法で定められた定員のお医者だけは確保しておくということではなければ、厚生省が直轄するところの国立の療養所で、定員だけのお医者確保されてないというようなことは、これは、民間の病院などに対しても非常に申しわけのないことである。厚生省みずから医療法に違反しておるといふ結果になるのですから、これだけは、しやにむに一つお医者雇い入れるということに努力をしてもらいたい、こう思うのです。

とかというふうなことで、そういう案をお立てになりましたが、今度またそれができなくなりましたね。これは致命傷だと思ふ。感染源の問題を結核の予防の上で見のがすようでは、私は、本気で結核と取っ組んでおるようには思えない。しかも、この予算が取れぬようなら、関係者はみな責任をとるといふくらの覚悟でやらなければ、大蔵省はそれはくれぬ。ああそうですかというふうなことは、これは、ほんとに熱意を持って結核と取っ組んでおるとは思ふ。これはどうですか。

相当数に上つておるのでございまして、結核予防法による感染源の隔離、入所命令を出して入所させるという者に要する予算の計上は、所期の通りに参らなかつたのでございしますが、生活保護法の費用によつて、この感染源の隔離ということも相当できております。また、その他の社会保険の活用によつても、感染源の隔離という点はやつておられると思ふのでございしますが、それらの諸施策を総合して、やはりこの感染源の隔離ということに重点を置いてやつていかなければならないというふうに考えておるのでございまして、これらの当初の計画されました予算が十分計上されなかつたことに対して、厚生省の当事者は、十分責任を感じようというふうな御指摘でございします。私も、その点十分申しわけないというふうに考えておるのでございまして、今後さらに、計画いたしました短期間における結核患者数の半減ということに努力を倍加していかなければならぬというふうに考えているわけでございます。

ね。これがどうしても収容しなければならぬという状態は、御存じの通りだと思ふ。そうすれば、入院した上に、また勉強までさすというふうな費用は、なかなか出ないかもわからないけれども、何とかそれは、教育委員会と話をするとか、あるいは生活保護法を考えると、一つ入院しているところ、また学校の課程もある程度やれるというふうなことも考えていかなければ、その子供たちがだんだんおとなの結核になつていくのですから、願わくはなるべく小さいうちに感染して、小供のときよくなつてしまへば、これはほんとうは安全なんですから、子供に対する結核対策が、現在の厚生省としては、私は非常に力を入れられていないと思ふますが、入れておられますか。何かもうろみでもありませんか。

はなにかというふうなことで、三十三年度当初におきましては、所管は児童局でございしますが、私の方と協議をいたしまして、療養のほかに保育ということを考え、さらに文部省と連絡をとつて、それに教育を加えるという一貫した対策を立てていくべきであるというところで、計画を進めておつたのでございしますが、遺憾ながら政府自体として、三十三年度その予算を計上していただくということはできなかったものでございしますが、これは、厚生省といたしまして、今後御指摘のようないたしまして、今後御指摘のようないたしまして、これがぜひ実現できるように努力していかねばならない、そういうふうに考えております。

なお、結核の問題で私は非常に遺憾に思ふのは、予防々々と言つておるけれども、予防の上で一番大事なことは、私は、予防接種だとか健康診断、これは最も大事だけれども、やはり感染源を隔離することですね。ことには、い菌を散らかすところの、人の大ぜいいる所などに行つてばい菌を散らかす、いわゆる菌を散散しておるところの感染源、これを始末せんことには、予防々々と言つてもだめであると思ふ。厚生省も、そのために二十六億幾らというふうな、感染源の患者を強制収容するとか、あるいは従業禁止をする

とかというふうなことで、そういう案をお立てになりましたが、今度またそれができなくなりましたね。これは致命傷だと思ふ。感染源の問題を結核の予防の上で見のがすようでは、私は、本気で結核と取っ組んでおるようには思えない。しかも、この予算が取れぬようなら、関係者はみな責任をとるといふくらの覚悟でやらなければ、大蔵省はそれはくれぬ。ああそうですかというふうなことは、これは、ほんとに熱意を持って結核と取っ組んでおるとは思ふ。これはどうですか。

相当数に上つておるのでございまして、結核予防法による感染源の隔離、入所命令を出して入所させるという者に要する予算の計上は、所期の通りに参らなかつたのでございしますが、生活保護法の費用によつて、この感染源の隔離ということも相当できております。また、その他の社会保険の活用によつても、感染源の隔離という点はやつておられると思ふのでございしますが、それらの諸施策を総合して、やはりこの感染源の隔離ということに重点を置いてやつていかなければならないというふうに考えておるのでございまして、これらの当初の計画されました予算が十分計上されなかつたことに対して、厚生省の当事者は、十分責任を感じようというふうな御指摘でございします。私も、その点十分申しわけないというふうに考えておるのでございまして、今後さらに、計画いたしました短期間における結核患者数の半減ということに努力を倍加していかなければならぬというふうに考えているわけでございます。

ね。これがどうしても収容しなければならぬという状態は、御存じの通りだと思ふ。そうすれば、入院した上に、また勉強までさすというふうな費用は、なかなか出ないかもわからないけれども、何とかそれは、教育委員会と話をするとか、あるいは生活保護法を考えると、一つ入院しているところ、また学校の課程もある程度やれるというふうなことも考えていかなければ、その子供たちがだんだんおとなの結核になつていくのですから、願わくはなるべく小さいうちに感染して、小供のときよくなつてしまへば、これはほんとうは安全なんですから、子供に対する結核対策が、現在の厚生省としては、私は非常に力を入れられていないと思ふますが、入れておられますか。何かもうろみでもありませんか。

はなにかというふうなことで、三十三年度当初におきましては、所管は児童局でございしますが、私の方と協議をいたしまして、療養のほかに保育ということを考え、さらに文部省と連絡をとつて、それに教育を加えるという一貫した対策を立てていくべきであるというところで、計画を進めておつたのでございしますが、遺憾ながら政府自体として、三十三年度その予算を計上していただくということはできなかったものでございしますが、これは、厚生省といたしまして、今後御指摘のようないたしまして、今後御指摘のようないたしまして、これがぜひ実現できるように努力していかねばならない、そういうふうに考えております。

なお、結核の問題で私は非常に遺憾に思ふのは、予防々々と言つておるけれども、予防の上で一番大事なことは、私は、予防接種だとか健康診断、これは最も大事だけれども、やはり感染源を隔離することですね。ことには、い菌を散らかすところの、人の大ぜいいる所などに行つてばい菌を散らかす、いわゆる菌を散散しておるところの感染源、これを始末せんことには、予防々々と言つてもだめであると思ふ。厚生省も、そのために二十六億幾らというふうな、感染源の患者を強制収容するとか、あるいは従業禁止をする

とかというふうなことで、そういう案をお立てになりましたが、今度またそれができなくなりましたね。これは致命傷だと思ふ。感染源の問題を結核の予防の上で見のがすようでは、私は、本気で結核と取っ組んでおるようには思えない。しかも、この予算が取れぬようなら、関係者はみな責任をとるといふくらの覚悟でやらなければ、大蔵省はそれはくれぬ。ああそうですかというふうなことは、これは、ほんとに熱意を持って結核と取っ組んでおるとは思ふ。これはどうですか。

相当数に上つておるのでございまして、結核予防法による感染源の隔離、入所命令を出して入所させるという者に要する予算の計上は、所期の通りに参らなかつたのでございしますが、生活保護法の費用によつて、この感染源の隔離ということも相当できております。また、その他の社会保険の活用によつても、感染源の隔離という点はやつておられると思ふのでございしますが、それらの諸施策を総合して、やはりこの感染源の隔離ということに重点を置いてやつていかなければならないというふうに考えておるのでございまして、これらの当初の計画されました予算が十分計上されなかつたことに対して、厚生省の当事者は、十分責任を感じようというふうな御指摘でございします。私も、その点十分申しわけないというふうに考えておるのでございまして、今後さらに、計画いたしました短期間における結核患者数の半減ということに努力を倍加していかなければならぬというふうに考えているわけでございます。

ね。これがどうしても収容しなければならぬという状態は、御存じの通りだと思ふ。そうすれば、入院した上に、また勉強までさすというふうな費用は、なかなか出ないかもわからないけれども、何とかそれは、教育委員会と話をするとか、あるいは生活保護法を考えると、一つ入院しているところ、また学校の課程もある程度やれるというふうなことも考えていかなければ、その子供たちがだんだんおとなの結核になつていくのですから、願わくはなるべく小さいうちに感染して、小供のときよくなつてしまへば、これはほんとうは安全なんですから、子供に対する結核対策が、現在の厚生省としては、私は非常に力を入れられていないと思ふますが、入れておられますか。何かもうろみでもありませんか。

はなにかというふうなことで、三十三年度当初におきましては、所管は児童局でございしますが、私の方と協議をいたしまして、療養のほかに保育ということを考え、さらに文部省と連絡をとつて、それに教育を加えるという一貫した対策を立てていくべきであるというところで、計画を進めておつたのでございしますが、遺憾ながら政府自体として、三十三年度その予算を計上していただくということはできなかったものでございしますが、これは、厚生省といたしまして、今後御指摘のようないたしまして、今後御指摘のようないたしまして、これがぜひ実現できるように努力していかねばならない、そういうふうに考えております。

方に持つていったということに私は疑問があるのです。それはいつころです。今までは、後保護については何らの法律の根拠がなかった。それを今度は社会局が骨折りになつて、法律的な裏づけをしようと言われるから、あの法案では、私は何も異論を申し上げることはないが、結核予防対策という方面から見ると、今度は結核の係列の方がこれでいいかということをお考えになるのが至当じゃないかという気がするのです。それはいろいろ問題がありますが、たとえば、これは非常に正確な統計ではございませんけれども、後保護で収容されておつた人が、一年の間に一〇ないし一二、三％が再発しております。福島などの施設では、三分の一が再発しておる。こういうのです。これは、後保護の施設でこんなたくさん再発者があるというのは、これはもうすでに、私、社会局の仕事じゃないかという事を思ふわけなんです。また、調べてみますと、それじゃ結核の治療方面で作業療法というのがありますね。退院さす前に作業療法をさすというのがあるが、現在後保護の施設に収容されておるところの人たちは、一体作業療法を受けてきておるか、受けてきていないか、作業療法を受けた者は一〇％か一二％しかない。大多数の人は療養所の治療を受けて、作業療法はしないので、まっすぐこの後保護の施設に来ておるわけです。そうすると、この後保護の施設というものは、これは、見方では、どうかすると作業療法みたいなものじゃないかとさえ思われる。すでに後保護のところの人たちは、もう患者じゃないわけです。社会復帰するためのインター

ンみたいなものなんです。だけれども、その中から三分の一あるいは少くも一〇ないし一二三％の再発者が出てくるといふことは、これはまだ患者というにおいが非常に強い。しかも、まだこれは、作業療法というのが可能なわけば、作業療法として医者が取扱わなければならぬ範囲のものじゃないかという気がするわけなんです。それを、患者の方とは線を切らして、今度社会局の福祉事業の一部分に持つていくということに、ほんとうは私は異論がある。この点については、一つ私は、それは作業療法じゃない、作業療法においては一つもないのだ、これは患者じゃないのだというところの確かな一つ見きわめがないと、こういうたくさん再発者が出てくるというところに非常に心配がある。現に東京の施設の案内書を見ても、こういうことが書いてあるのです。目的のところは、「結核回復期にある者を収容し医学的健康管理によつて体力を養ひ」と、こう書いてある。「結核回復期にある者を収容し」ということは、まだ患者というのである。結核回復期にある者というのなら、これは患者じゃないけれども、今度の法律では、それはなつていない。やはり結核回復者と、こうなつておられますけれども、実際に取扱つておるところの東京都のそういう施設自体がどういふ気持でやつておるかといへば、はつきりこゝへ目的といつて書いてあるように、結核回復期にある者を収容し医学的健康管理をやる……、本人が言うのです。施設そのものがそういう気持で、まだ患者として取扱つておるのだといふことを言つておる。これは私は、非常に混乱のあるところだと思

ふ。患者か回復者かという問題が起ると思う。そしてあととあの議案がでましようけれども、そこで、大きな点で私は反対を唱へるところはないというに思ふけれども、患者じゃないかということをはつきりさした者を収容するといふことではなれば一三分の一あるいは少くとも一〇％ないし一二三％が再発している。そうして行つて尋ねますと、耐性菌が出ておる、こういうことを言つておる。こういうような者も収容しておるというところは、私はその本質が違ふと思ふ。それで、社会局が扱われるものもけつこうだけれども、社会局が扱うからには、もうこれは患者じゃないとはつきり銘打つたものを取り扱うというところに限定しなければいけない。この点は、実際問題としては、医学的に非常に私はむずかしい問題だと思ふ。これはもう、境にあるものは、どっちに入れていいかというところに困ると思ふけれども、厳格に一つやるというところに決心してもらいたいと思ふので、しかも体系としては、どうしても予防治療、後保護といふものが結核対策の一貫した考えであるといふことを、各国の例にもなつて、そうしなければ、これをただ結核の回復者は、一つのこれはもうハインディキヤップがついておるのだ、身体不自由者と同じような意味で、これは社会局に回したのだといふような、廃物扱いにしないで、まだ患者で、先は望みがあるのだといふことの考えのものと一つやつていく考えでなければいけないと思ふ。結核の回復者が、これがもし身体不自由者のようなものと同じく、ハインディキヤップといふのなら、世の中にはまだハインディキヤップ

の者がたくさんおるのです。病気でなくても、いろいろな関係でハンディキヤップの者がたくさんおる。だから、結核に限つて、結核回復者はハインディキヤップがあるからといって、身体障害者の部類に持つていくといふことは、考えなければいかぬといふようにも思ふますが、結核を担当しておられる課として、予防と治療と後保護といふものが、これは結核対策の柱であるといふことに御異論がありませんか。これは、結核の担当者の方から一つ伺いたいと思ふます。

○政府委員(山口正義君) 予防と医療と後保護、これが結核対策の三本の柱である、それが一貫した施策で行われなければならぬといふ点につきましましては、木下先生のおっしゃる通りでございます。

○木下友敬君 そうですと、あなたの方としては、後保護、アフター・ケアが社会局の方でせられるということ、は、異論があるわけですね。

○政府委員(山口正義君) これは、昭和二十六年に現在の結核予防法が制定されました、厚生省といたしましては、ただいま御指摘になりました三つの柱、結核対策を一つの流れとしてやらなければならぬといふふうなことは、はつきりしておるわけでございますが、ただ、先ほど御指摘になりましたように、後保護に参ります前に、十分作業療法というふうなことで、後療法をしなければならぬといふような点は、十分考えていかねければならぬと思ふのでございます。ただ、後保護をやります場合には、社会福祉との関係が非常に大きくクローズ・アップして参りますので、私も厚生省内部と

いたしまして、予防、医療の面は公衆衛生局あるいは医務局において所管をし、後保護の問題は社会局において所管をしてもよろしいといふふうに話をして、その間に一貫した施策で、お互いによつて話をやつていくという方針にきめたわけでございます。決して所管の局として反対しておるとか何とか、そういうことではございません。厚生省として一本でこの仕事を進めていくという考えでございます。

○木下友敬君 大体わかりました。それで、まあほんとうは、あなたのお氣持としては、これは結核の対策として、三本の柱を平等に進めていくのが本筋だと思ふけれども、あとと法案が出してありますが、これは厚生省と出してありますが、これは厚生省の見と社会局の見と違つてはなりませんから、そういう御発言があることは当然かと思ふますが、社会局の方では患者じゃないものを取り扱うということをよく一つ確約した上で、後刻この法案の審議の際にも、そのことをはっきり言つてもらわれないと、患者を医務局から取つていって、社会局へやるというふうなことがあつては、これは大へんですから、この結核について質問をいたします機会に、このことを要望しまして、一応私の質問を終わります。

○委員(阿具根登君) 本問題に対する本日の質疑は、この程度にいたしましたと思ふますが、御異議ございませんか。一般厚生問題に關する本日の調査は、この程度にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記を始めて下さい。

○委員長(阿具根登君) 次に、旅館業法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を願います。

○山下義信君 本改正案は、現行法の規定が変更されたので、当然新たな条文を差し入れるという事で、改正案の趣旨はきわめて簡単明瞭で、問題はありませんが、しかし、私として何っておかなければならぬ重大な点は、従来ただ二カ条の規定でありました勅令九号を、内容で申しますと、困惑等によりまする充春、充春をさせる契約をした者を主としたしめた勅令の九号を、今回、充春防止法の中の第二章の刑事処分の各条の条項を広範にわたって、旅館業法の中において、それらの違反者に対しては、営業停止あるいは営業禁止の行政処分をするという事に改めるという事になりますと、規定を置きかえることそれ自体には問題はありませんが、言うまでもなく、行政処分の対象の充春に関する犯罪の場合が非常に広範に相なって参ったという、旅館業法のこの面における取締りの質あるいは量が大きく変化したという事は、言うまでもないことなんです。そこで、一体現行法の勅令第九号を犯したときに、行政処分をしたものはどれだけあったかというこの資料をお願ひしておきましたら、前回御配付になった。それを見ますと、いと、許可を取り消したものは、ない。もつとも実施期間が六カ月という短期間ではあるが、許可を取り消したものは、ない。営業を停止したものは二件であるという。なお、今聴聞をしてお

るものがあるという事でありますが、要するところない。行政処分をしたというものはほとんど一、二のものにとどまる。しかるに、同じく警察庁の資料を拜見しますと、昭和三十三年の一月から十二月までの、すなわち昨年中であります。その間にそれぞれ充春関係の、あるいはその他刑法、風俗営業取締法等の規定は言うまでもなく、勅令九号は申すに及ばず、あるいは条例等の規定に違反した、いわゆる充春関係の犯罪というふうなものが約七百七十二件ある。しかも、これが旅館業法に關係しての犯罪なんです。これを半分の六カ月で見ても三百八十六、約四百件に近いこれらの旅館業の営業者に充春関係の犯罪行為が行われておる。言いかえますと、四百件近い犯罪行為が行われておるのです。一方その六カ月の間、この旅館業法の営業停止あるいは禁止という行政処分を行なった件数はわずか一、二件、これは何を物語るかという御説明を願わなければならぬ。委員長長ちよつと速記をとめて……。

○委員長(阿具根登君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(阿具根登君) 速記を始め

○政府委員(尾村傳久君) まず、警察庁から私の方を通じて差し出した資料を御覧願ひいたしますが、ただいまの御質問を聞いておつて、件数とござい

○山下義信君 わかりました。それで、今のお答えで、私は、次に三つのことを言わなければなりません。一つには、あなたの答弁の中にもあるように、人員はこれでわかるが、それでは、各旅館業関係者の件数はわからないということですが、どうしてわからないのですか。

○山下義信君 わかりました。それ針をとるとかいうことは重大な問題でしよう。きょう、警察庁の当局者と、あなたの方の厚生省の旅館業法の事務局の最高責任者がここにおそろいで、その両者が緊密な連絡をとって出されたという通牒は、現行法の勅令九号の運用についてどういふ方針をとられたか知らぬが、それをそのまま、今度の充春防止法の第二章を入れたあとも同じように運用されるのか、こういふ予想されるような膨大な規定を挿入した後の運用の方針はどうされるのであるかということ、国会としても承わっておかなければならぬ。そうしてこの運用の方針をどうするかという国の意思をここで決定しなければならぬ。非常にたくさんな旅館業者、中にはこれを犯すものもあるでしょう。いかがわしい業者のあることは当然である。これらの関係の旅館業者に対して、この改正案によつて、当局はいかなる運用の方針を持つのであるかということ、きわめて明確にいたしておかなければならぬ重大な点である。ことごとく峻厳に実行することになったら、片っ端から、営業停止のものがおそろく数万件は立ちどころに出るでしょう。やらぬとなつたら一件も出はしない。聞くところによると、充春防止法の実施は、法務省当局も警察庁当局も、適当に手心を加えて、これは諷刺があるかもしれないが、ぼつぼつやる、こういふことである。旅館業の方はどうするか。充春法の運用と同じように歩調をそろえて、こちらは規定したが、たちまち営業禁止、営業停止というふうなことは、すぐには……、峻厳にやるとかやらないとか、歩調をどう合したとかいうこ

なつたものがそれぞれ延べで出ている数字でございませう。これをいろいろと旅館業の件数単位違反数について調査いたしましたのでございませうが、この点は、今までのところ判明いたしませんで、これは、人数の延べになつておりますので、この点をまず第一に御了承願ひたいと思ひます。

それから次に、それにいたしまして、半年といつたしましても相当な数に對しまして、営業の方の行政処分が少いという事でございませうが、一つには、これらの新しい昨年改正の結果、営業処分についてどういふように扱つかうかというの、これは警察庁と十分連絡をとりまして、地方長官がこれらの処分をするに對しての指導方針をそれぞれ通知をいたしたのでございませうが、これが十一月の十一日付をもちまして、警察庁の次長からも、これを都道府県の公安委員長並びに管区警察局長に手交されました。私どもの方からは、同日付で公衆衛生局長から都道府県知事、指定都市にやはりこれを通知いたしました。直ちに衛生部長を招集いたしました。これと同日ならずして会談をいたしました。また、その内容を指示いたしました。さうなことをもちまして、実際に府県知事が通告を受けまして、行政処分にとりかかりましたのが十一月下旬でございませうので、それ以前のものがその後実際に聴聞その他を開始しておるといふこととでございませうので、この許可件数に對しまして、一月末で締め切つた数を御配付いたしました。この間約二カ月間に実際に進行して処理を決定した数がかような形になつたわけで、若干のズレがあつたということでありませう。

○山下義信君 わかりました。それで、今のお答えで、私は、次に三つのことを言わなければなりません。一つには、あなたの答弁の中にもあるように、人員はこれでわかるが、それでは、各旅館業関係者の件数はわからないということですが、どうしてわからないのですか。

○山下義信君 わかりました。それ針をとるとかいうことは重大な問題でしよう。きょう、警察庁の当局者と、あなたの方の厚生省の旅館業法の事務局の最高責任者がここにおそろいで、その両者が緊密な連絡をとって出されたという通牒は、現行法の勅令九号の運用についてどういふ方針をとられたか知らぬが、それをそのまま、今度の充春防止法の第二章を入れたあとも同じように運用されるのか、こういふ予想されるような膨大な規定を挿入した後の運用の方針はどうされるのであるかということ、国会としても承わっておかなければならぬ。そうしてこの運用の方針をどうするかという国の意思をここで決定しなければならぬ。非常にたくさんな旅館業者、中にはこれを犯すものもあるでしょう。いかがわしい業者のあることは当然である。これらの関係の旅館業者に対して、この改正案によつて、当局はいかなる運用の方針を持つのであるかということ、きわめて明確にいたしておかなければならぬ重大な点である。ことごとく峻厳に実行することになったら、片っ端から、営業停止のものがおそろく数万件は立ちどころに出るでしょう。やらぬとなつたら一件も出はしない。聞くところによると、充春防止法の実施は、法務省当局も警察庁当局も、適当に手心を加えて、これは諷刺があるかもしれないが、ぼつぼつやる、こういふことである。旅館業の方はどうするか。充春法の運用と同じように歩調をそろえて、こちらは規定したが、たちまち営業禁止、営業停止というふうなことは、すぐには……、峻厳にやるとかやらないとか、歩調をどう合したとかいうこ

○山下義信君 わかりました。それで、今のお答えで、私は、次に三つのことを言わなければなりません。一つには、あなたの答弁の中にもあるように、人員はこれでわかるが、それでは、各旅館業関係者の件数はわからないということですが、どうしてわからないのですか。

とを、ここで明確にせんければならぬ。ここでどういうような、両者が共同して通牒を流したという資料は重大な資料でしょう。どういう方針になったかということ、なぜそういう資料を出しませんでしたか。ここで簡単に、明確に出して下さい。答えて下さい、どういう方針になっているかということ。

○政府委員(尾村偉久君) まず、この十一月に出しました通牒は、改正になりまして、勅令九号の入りまじりにつきまして、これの取扱ひについての通牒でございます。従いまして、この通牒の写しなり、あるいは要綱を当委員会に差し出さなかつたのは、われわれの方の手落ちでございますので、これは至急御提出いたします。

それから、方針でございますが、これはあくまで、勅令九号のときにも、法律の改正に従いまして、これに違反事項がありまして処分された、すなわち法の、勅令九号の違反として処分された場合には、これを厳正に営業許可の關係にも取り上げると、こういうことと進んで参りまして、通牒もさうなことに参っております。従いまして、今般お願い申し上げておりますが、奉防止法にこれが振りがえられまして進む場合には、奉防止法違反によりましてこの法で処分されたものは、同様な方針で、旅館の営業についても十分厳正に取り扱っていく、かような方針でおるわけでございます。

○山下義信君 方針はわかりました。重大な点が二つある。一つには、非常に厳正にやる方針だということ、それから一つには、処罰された場合にはどういふことを言う。これは重大だ。あとで刑事部長の所見を承わっておかにかや

ならぬ。本法案は、こういうことは書いてない。この旅館業法の改正の第八條には、そういうことは書いてない。処罰された場合に行政処分をするということになれば、処罰は、立ちどころにされる場合もあるし、係争すれば二年も三年もかかる場合があるし、犯罪事実が確定して、処分を受けた場合に適用するのですか。この第八條はそう解釈するのですか。「罪を犯したとき」とあるのは、処分が確定した場合と解釈するのですか。

○政府委員(尾村偉久君) 処罰された場合ではございませぬので、私、前にばく然と処分と言いましたのが、非常にこれはあいまいでございまして、明白に申し上げますが、旅館業法第八條の、九号に規定する罪というところ、その他幾つか列挙してありまして、そのうちの二つに、従来は勅令九号、今回の改正では奉防止法の第二章というところになっておりますが、これらの罪に關して、警察が検察庁に事件を送致した場合において、警視總監または都道府県の警察本部長が必要と認めるときは、これがまず前提でありまして、そちらが必要と認めるときは、これらの旅館業法の営業施設の所在する都道府県知事に通報が参ります。それに對しまして、当該通報を受けた都道府県知事が、旅館業法第八條の営業許可の取り消しまたは停止に關する処分を決定する場合の判断資料にこれを参用する、こういう方針であります。

○山下義信君 私もしろくろとですか、法律論、法律解釈は私はよく知つてない。知つてないですから、ここでもう明白にしておかにやならぬ。しろろとの私どものわからぬような答弁をして

しておつたのでは、大切なことですか、せつかく中川刑事部長が見えておるのですから、この第八條の「罪を犯したとき」とは、いかなる場合をいうか。私は、これは犯罪事実が確定して、それぞれ起訴処分を付せられて、そして判決がきまつたときをいうのでなくして、ここに列記せられてある、現行法でいえば三号の各号の場合にそれぞれ触れて、あるいは告発なり起訴なり、あるいは何なり、それぞれの取締りの当局にこの犯罪の事実が認められたときから罪を犯したという場合が發生すると考へるのですか。それが、検察庁が起訴をして、その事件をさういふふうにはつきりと、犯罪のある事実を起訴といふことによつて確認したときをいうのであります。どういふ場合をいうのであるかといふことを明確にしておかなければ、あとの行政処分をする場合には不明確でありますから、明らかにしておいていただきたいのです、私は。

○政府委員(中川董治君) これは、今議題になつておられます八條の關係についていえることなんでしょうが、すべてに共通する問題でありますので、申し上げておきます。行政処分をする対象の規定は、この八條にもございまして、ほかの各法律にございまして、たとえば、道路交通取締法等によつて運転者がスピード違反をやつた。こういう場合の行政処分として、運転免許証を取り消すと、こういう行政処分もございまして、行政処分をやるということと刑事手続が進行するといふことは、それぞれ別個でございまして、觀念として、刑事手続の方は、御案内のよう

に、まず犯罪を思量するのはおおむね警察官でございまして、警察官が犯罪ありと思量して、だんだん証拠によりまして犯罪を証明して参ります。証明し終りました場合におきまして検察庁に送致いたします。検察庁はこれを調べて、起訴する者もあれば、起訴猶予にする者もあるし、不起訴にする者もある。こういうふうにそれぞれございまして、行政処分は、その刑事手続とは直接關係はなかつて、当該行政処分権者、この場合におきましては都道府県知事でございます。都道府県知事が、この八條各号に定むる事実がありと思量して、行政処分をやる必要があると、こういうふうな認定に立ちました場合には、行政処分が行われるのであります。ところがこの旅館業法によりまして、都道府県知事が行政処分をやる場合には、その事実をみづから認定するの、一つの方法でございまして、けれども、犯罪捜査をやつてゐる警察機關が、刑事手続の立場においていろいろ捜査をする、その捜査をした結果を行政処分権である知事に、ともに行政処分をございまして、相互協力するの、当然でございまして、警察官が犯罪ありと思量して、その思量した結果を行政処分権者に連絡する。その連絡に基いて、都道府県知事が行政処分権者として処分する。こういうことに相ならうかと思ふのであります。従いまして、お尋ねの最後の点になるわけでございますが、都道府県知事が行政処分をするのは、刑事手続が有罪になるとか有罪にならぬとかいふことと直接に關係はございせん。起訴便宜主義の結果、起訴猶予になるならぬとは直

接關係はございせん。多くの場合、實際運用の例としては、起訴便宜主義を働かせます場合に、行政処分になることでもあるので起訴しない。こういう場合もございまして、たとえば、公務員の犯罪なんか起ります。公務員が国家公務員法に違反するやうなことがありました場合に、行政処分として懲戒処分が行われる。懲戒処分と刑事処分とは別個でございまして、懲戒処分が行われたといふ事実も一つの思量にした起訴便宜主義が働いて起訴猶予にする。こういう場合もあらうかと思ひます。

この場合、旅館業法第八條の行政処分も同様でございまして、行政処分権者である都道府県知事が行政処分として許可の取り消しをするとか、あるいは停止をするとか、そういう行政処分を必要と、こういう認めるといふ状況によつて処分されることにならうと思ふのであります。それで、われわれ警察といたしましては、その犯罪捜査に當り、旅館業法第八條各号に掲げる事実を発見いたしました場合に、行政処分権者たる都道府県知事に通知する。通知するといふことは、行政機關同士の相互協力の結果である。こういうふうに考へておるのであります。

○山下義信君 そこで厚生省は、どういふときに行政処分をするといふ方針にきめたといふのですか。

○政府委員(尾村偉久君) 警察が捜査をいたします。検挙をして検察庁に送致した、要するに送検でございまして、昔からいふ送致をしたときに、まずそれが条件になりまして、その中で、警察側が知事に通告をして、必要

と認める、こういう通知があった場合に、この行政処分の対象にする。かような線をきめたわけでございます。その場合に、実際問題といたしましては、全部送致して、必要であったというのでも、警察側から来たもの全部を無条件にとはいきませんが、これは聴聞会がございまして、最近の、今までここに二件ございしますが、例では、聴聞会を開きまして本人を呼ぶ。それによりまして、内容を自認した場合は、これはもう直ちに行政処分の対象にする。それ以外の場合にはいろいろと、知事がこの行政処分に適當であるかどうかということについては、若干の行政運用の余地はあると、かように存じておりますが、しかし、その場合には、あくまで厳正にやるということとは、間違いないことでございます。従って、送検はされたが、本人は自認しとらぬという場合に、若干のその後の経過を見た上で、とにかく行政処分でございますか、これをするという余裕は若干持たしたわけでございます。

○山下義信君 厚生省の方針が間違っているかいないかということは別問題として、

〔委員長退席、理事木島虎藏君着席〕

一応そういう場合に行政処分の対象に
するといふ線を引くということになれ
ば、それが妥当であるかどうかといふ
ことは別の問題で、一応はそれが明ら
かになつた。だが、實際問題として、
これらの違反の事件が起きたときに、
ことごとく警察関係者から厚生省に通
知があるでしうかね。すでに今、こ
の人員の延べ実数であるから数が多く
なつておるけれども、各旅館業のそれ

それに当って何件あったかということ
は明確でない、一体警察から、そうい
う違反事項はことごとく一応旅館業法
の執行者である厚生省に通知が行って
いるかどうかということですね。

○政府委員(尾村傳久君) これは、都道府県の警察本部長から都道府県知事、すなわち旅館業法の執行は都道府県知事がいたしますので、都道府県知事に通報が行く。これが、警察側と都道府県側の両方がその二つになりました、通報を合して出すのです。従いまして、いまの送致されたもの、すなわち先ほどの数は、全部の検挙件数でございます。そのうちからさらに送致された人員が出ておりますが、検挙数の中の送致された数でございますが、これにつきましては、それぞれの都道府県には、このうちの必要と認めたものは警察本部長から通知されておるわけであります。ただ、本庁から厚生省に向つて義務的にこれを知するということにはなつておらぬわけです。

○山下義信君 ああ言えばこう言う、
 こういえばああ言う、答弁だけは上手
 にされるが、厚生省では何もわからぬ
 ということではいかぬのではないです
 か。都道府県知事が処分の第一線に
 あつたならば、厚生省は何もしなくて
 もいいの。

○政府委員(尾村偉久君) 都道府県知事から、これを警察からの連絡を受けまして処分したものは、本省に都道府県知事から報告することになっております。

○山下義信君 答弁の上手なばかりではだめなんです。厚生省が旅館業法を持っていて、これらの旅館業法の法の執行に当り、その実際のことを把握し

てないで、よいかげんにするのであれば、旅館業法の所管は厚生省はやめて、警察庁に回した方がいい。旅館業法の実体は、七割までが取締り規定になっている。処分規定になって、処分法律になっている。昔は警察関係の仕

しょう。ほとんど実態は、警察行政の
関係者が、これは処分をしなければならぬ旅館であるということをやちゃん
とおよそセレクトして、そして関係者が
連絡しているのが実情でしようとい
うことを言つておる。

○政府委員（中川實治君） 実情はこうなんです。旅館業法に基く行政処分権者は、旅館業法の定めにより都道府県知事でございます。都道府県知事によってわかり、判明したことが処分である場合におきましては、犯罪捜査にあずかる都道府県機関が都道府県知事に協力すべきものであると理解するのであります。犯罪捜査は、御案内のように、初めはうわさから始まりまして、いろいろうわさが証明し得まして、だんだん刑事手続を進行していくわけでございますが、刑事手続をして、最後に起訴、有罪の判決と、こういうことになるのでございますけれども、行政処分となりますと、行政処分権者が行政処分の必要を認める、こう

処分権者である都道府県知事の行為を監督する機関は厚生省でございますので、厚生省が都道府県知事からいろいろ事情をお聞きになりまして、あるいは通牒をお出しになる、そういうことによつて都道府県知事の行政処分の実態を承知していただくようにする、私どもが必要がありまする場合におきましては、県の警察がどういふふうにやつているかを照会することもございます。そういうた照会することもあります。そういう場合につきましては、中央同士の連絡をやるでしよう。行政機関同士の間で、厚生省と警察庁と、その意味においては連絡もございしますが、その意味の連絡も密にやつておりますけれども、具体的な個々の事件につきましては、都道府県の警察と都道府県知事の連絡で十分である。監督する必要がある場合は、都道府県知事の監督は厚生大臣にお願いする。警察のやり方等について不届きな点その他の点がございましたら、われわれの方でめんどろをみる。こういふふうに行つておるのでございます。

○山下義信君　手続はわかりました。それで。手続はそうですけれども、実態というものは、警察の方が握っているのでしょう。それが実態でしょう。こゝ言うのです。それでは、都道府県知事の場合においても、厚生省の場合においても、そちらの方の関係者は、もう警察におんぶしていくといふだけのことになる。従つて、旅館業法のこれらの行政処分の方針といふものも、なんぼ厚生省が厳正にやります、片っ端からやりますと言つてみたところで、警察関係者の方から連絡する、その連絡に、警察関係者の方針に手心

が入っておたら、厚生省がやり、都道府県知事がどのように片つて、端からやうでして、実際できない。実情はさうでしよう。そうならさうでよろしい。それならそれで、歩調を二者がそろえて、警察関係者と厚生省関係者といふものが、この旅館業法の改正に關連して、売春防止法の運用と同時に、これらをするかという根本方針がきまつておたら、どういふ方針でやるのだということを明確にしておけばよろしい。私はどちらでもいい。どっちが不都合だと言っているのじゃない。たとへば、これは数日前の記事、「初の行政処分」に白線旅館七軒を摘発、「警視庁売春取締本部では十一日、つぎの七軒の白線旅館の行政処分を都に申請した。」渋谷区何々、塚旅館経営者なにがし、台東区千束町旅館あづま経営者なにがし、中野区住吉町やなぎ旅館なにがし、以下何々、「この措置は、昨年六月十五日旅館業法が改正され、旅館業者に対しても行政処分ができるようになって初めてのこと。司法処分の強化とともに、今後ふえることが予想される旅館のめぐり売春に対する本部の強い方針を示すものとして注目される。行政処分をしてもいいという対象者といふものを、まず警察関係者の方でちゃんと、どう言つてよろしいか、はじめをつける。それから都の方に申請をする。すなわち、厚生省関係者の方に警察関係者からこいうふうな連絡をしてくるのです。しからばすなわち、どの旅館を、どの場合をこの行政処分によつて処分していくかといふことは、都道府県知事や厚生省関係者でなくして、実際としては、警察

関係者がいろいろその実態を見きわめて、それからこのものを行政処分してくれ、こゝ連絡してくる。これが実情なんです。さうでなく、厚生省が主体性を持って、すべての件数が報告をよくそれを査議して、そして行政処分をするならば、またするやり方があるけれども、実情はさうでないのだからと私は思うから、両者が当然連絡をせなければならぬが、連絡した結果、今回の通牒は現行法の勅令九号であらうが、今回このように広範囲な大改正をする。しかも重点は、今までになかった売春関係について場所の提供をしたという、売春防止法の第十一号であつたか、それが今回入つてきたというところは重大な関係がある。これは、旅館業法にまつ正面から響いてくるところの違反の条文である。だから、運用そのもののやり方によつてはびしびしともやれるし、おうように見逃すということになつたならばみな逃げてしまふので、どういふ基本的な方針をもつて改正されて四月一日から実行しようとして、あなた方審議を急いでおるのじゃないか。急いでおるならば、さういふ大方針を示して、ただ単に旅館の関係者だけじゃない。一般の国民にも明確に示していくことが必要なんだ。もし峻厳にやるということになつたら、あるものが漏れて、あるものが大目に見られ、あるものが摘発されていくというふうな不公平があつちやいかな。やるならばびしびしやる。けれども、売春防止法の運用といふものは、さういふふうになつていなくとも、さういふことを聞くので、売春防止法の運用は、さういふふうな厳重に、

片つて端から処罰するといふような行き方をしないといふ方針であつて、旅館業法の方だけはびしびしと行政処分をしていくのだといふふうなことで、平仄が合ふわけじゃないか。どちらでもいいから、どういふ方針でいくのか、指導啓蒙していくのか、注意を加え、注意を加えていくのであるか、片つて端から違反した者は処分していくといふのでいくのかといふことの、旅館業法の運用の方針といふものを示しておかなければならぬ。それはどういふふうになつていくか。

○政府委員(尾村信久君) 今の御指摘の中の、あくまで警察の方で捜査をして、必要と認められた者を通報を受けまして、それを対象にして、その中から、この旅館業法による処分の適当不適当を定めるといふことでござりますので、端的に言いますと、警察の絶大の協力といひますか、むしろ協力より、この旅館業法に照し合すとも、やはりこの売春防止法の犯罪違反を十分捜査して、摘発した警察の資料に基づき、しかも、それから行政処分適当と認めて送られてきた者を対象にする。直接都道府県知事がうわさを聞く、あるいは捜査をしてやるというより、これは、これは現在のところ、都道府県知事の旅館業法の施行に当る者が環境衛生監視員でござります。これは、さういふ能力もござりませんし、また人員から申ししても、さういふことで、衛生措置その他でさなかなな人手が回らぬといふときに、法律だけをたてにとりますといふことはござりませぬ。先生の言われました、警察に依存するといふことでござりまして、その意味で、両方で十分連絡をとつて運用

していく、かようなつもりでおります。

○山下義信君 取締りの方針は、實際の問題としては、あなたに聞くよりは警察庁長官に聞いた方がはつきりする。中川刑事部長に聞いた方がはつきりするのだ、あとから明確にしてもらわなければならぬ。運用の方針といふものが不明確なままで、法案が通せるものじゃない。それで今、赤線業者、青線業者、皆が転業する者が大部分でしよう。さういふことは、今こゝで数字をあげて言ふまでもない、天下周知である。それで、それらの転業者が旅館という名目で、依然としてこの行為が継続させるような場合があつたら、旅館業法の適用をしなければならぬでしよう。さういふ場合におけるこの売春防止法の運用についても、さういふ面についても、国家全体の大局から、一つの方針といふものがあるでしよう。すぐに処罰するの、十分警告を加えて指導するの、さうするの、さういふ、いわゆる運用といふものについてのいろいろ当局の方針があるやに私は漏れ承わつてゐるのです。一体旅館業法の改正案について、運用の方針について、厚生大臣と警察庁長官とで打ち合せたことがあるか。打ち合せて、何らか両者において取りきめたことがあるか。一体旅館業法改正案を国会に提出する場合に、閣議に諮ると思ふ。さういふ点について、閣議で何らか触れたことがあるかないか、その次第を明確にしたい。

○政府委員(中川重治君) 私、久しく刑事部長をやつてゐるのですが、その間のいきさつを申し上げますと、ただいま旅館業法の運用につきましては、厚生省の部長が答えなれた通り私もとも理解しております。ただし、そのもとになりますところの売春防止法——旅館業法といふのはいろいろ規制があるわけですが、その旅館業法の規制の一つに売春防止法違反、現行法でいへば、勅令九号の違反といふものの取締りの方針、さういふことがそのもとになつてゐる面があらうと思ふのです。この関係につきましては、次のように関係の向きと相談してゐるのであります。と申しますのは、行政機関同士各方面関係いたしますので、もう大きい問題ごとに打ち合せしております。内閣には売春問題対策協議会等もありまして、それを中心にして、各省庁打ち合せいたしておりますし、法律にも明確に書いておりますので、その考え方は、売春防止法に規定する犯罪がたゞさんござりますけれども、その中で、第五条の罪と申しまして、売春婦が行ふ罪がござります。売春防止法の第五条の規定でござります。が、売春婦が犯す罪がござります。これに關しましては、なるべく保護更生の線に乗つていって、やむを得ぬ場合といへども補導処分等をする。最悪の場合には刑罰の適用を受ける、できるだけこゝろいふに運用して参りたい、こゝろいふ考えを持っております。第五条以外の罪は、売春を助長する罪でござりますので、たとえば、俗にいうところのひも、それから売春を助長する犯罪、こゝろいふ点につきましては、厳正に取締りを施行する、こゝろいふ態度を関係各省いづれも持つております。その結果、関係各省とも打ち合せまして、なるべく転業を促進して、転業を促

して、かようなつもりでおります。

○山下義信君 取締りの方針は、實際の問題としては、あなたに聞くよりは警察庁長官に聞いた方がはつきりする。中川刑事部長に聞いた方がはつきりするのだ、あとから明確にしてもらわなければならぬ。運用の方針といふものが不明確なままで、法案が通せるものじゃない。それで今、赤線業者、青線業者、皆が転業する者が大部分でしよう。さういふことは、今こゝで数字をあげて言ふまでもない、天下周知である。それで、それらの転業者が旅館という名目で、依然としてこの行為が継続させるような場合があつたら、旅館業法の適用をしなければならぬでしよう。さういふ場合におけるこの売春防止法の運用についても、さういふ面についても、国家全体の大局から、一つの方針といふものがあるでしよう。すぐに処罰するの、十分警告を加えて指導するの、さうするの、さういふ、いわゆる運用といふものについてのいろいろ当局の方針があるやに私は漏れ承わつてゐるのです。一体旅館業法の改正案について、運用の方針について、厚生大臣と警察庁長官とで打ち合せたことがあるか。打ち合せて、何らか両者において取りきめたことがあるか。一体旅館業法改正案を国会に提出した場合に、閣議に諮ると思ふ。さういふ点について、閣議で何らか触れたことがあるかないか、その次第を明確にしたい。

○政府委員(中川重治君) 私、久しく刑事部長をやつてゐるのですが、その間のいきさつを申し上げますと、ただいま旅館業法の運用につきましては、厚生省の部長が答えなれた通り私もとも理解しております。ただし、そのもとになりますところの売春防止法——旅館業法といふのはいろいろ規制があるわけですが、その旅館業法の規制の一つに売春防止法違反、現行法でいへば、勅令九号の違反といふものの取締りの方針、さういふことがそのもとになつてゐる面があらうと思ふのです。この関係につきましては、次のように関係の向きと相談してゐるのであります。と申しますのは、行政機関同士各方面関係いたしますので、もう大きい問題ごとに打ち合せしております。内閣には売春問題対策協議会等もありまして、それを中心にして、各省庁打ち合せいたしておりますし、法律にも明確に書いておりますので、その考え方は、売春防止法に規定する犯罪がたゞさんござりますけれども、その中で、第五条の罪と申しまして、売春婦が行ふ罪がござります。売春防止法の第五条の規定でござります。が、売春婦が犯す罪がござります。これに關しましては、なるべく保護更生の線に乗つていって、やむを得ぬ場合といへども補導処分等をする。最悪の場合には刑罰の適用を受ける、できるだけこゝろいふに運用して参りたい、こゝろいふ考えを持っております。第五条以外の罪は、売春を助長する罪でござりますので、たとえば、俗にいうところのひも、それから売春を助長する犯罪、こゝろいふ点につきましては、厳正に取締りを施行する、こゝろいふ態度を関係各省いづれも持つております。その結果、関係各省とも打ち合せまして、なるべく転業を促進して、転業を促

進ずることによって売春防止法が規定する犯罪が少いようにするよう、いろいろな努力を厚生省も十分大いにおやり願いましたし、お互いに協力いたたけまして、その目的は、おおむね達成せしそうでございます。おおむね達成せしそうでございますけれども、本年四月に全面施行になりますので、全面施行後に、相変らず売春防止の趣旨に反する慣行、助成する犯罪を慣行する者がありますならば、厳正に取締りを加えて参るべきであらうかと、こういうふう考えておるのであります。それから、この旅館業法について、警察の連絡につきましては、売春防止法の施行条件につきまして、厚生大臣と私どもの方の大臣とは十分打ち合せはしはばやっております。

それから、さらにこまかい点になります。現行の勅令九号の問題につきましては、大臣同士の話というよりも、話がこまかいものですから、当時の環境衛生部長さんと私とが、大臣の命を受けまして、こまかい点でございますから、打ち合せをいたしましたようになります。次第でございます。兎春防止の全般の建前につきましては、これは、警察も関係いたし、法務省も関係いたします。厚生省の各部局も関係いたします。そういう意味合いで、内閣に兎春対策審議会という機関がございますのを密にするとともに、関係各省庁の連絡を密にするとともに、閣議その他の席上ないしは閣議を離れての各監督庁同士の御協議も十分行われて参つたのでございます。

○山下義信君 中川刑事部長の御答弁でございましたが、前回の改正のときに、楠本環境衛生部長と中川刑事部長

とがいろいろ取締りの連絡関係その他について話し合いを行なったことは承知しております。今回この広範な改正をするについて、あらためて大きな方針について、運用の基本的な話し合いがされたということは、私は承知しております。おそらく中川刑事部長のお答えは、所管の大臣が連絡されたであろうと推測されての御答弁だろうと思う。それはそれでよろしい。そこで厚生省は、転廃業者が旅館業に向って転業する実数その他を十分承知をしていなければならぬと思うのですが、それらについての指導とか、いろいろなことは、厚生省がすぐにはやらないでしよう。警察の方に頼んでやっているのではありません。また、あなたの方、いわゆる環境衛生法の旅館業組合の従来の業者を集めて指導啓発することく、従来の赤線業者の転廃業して旅館業になったものを集めて、厚生省の指導のもとに、何らかそれらについての啓発指導等をやるのですか。従来も私はやったことはないと思う。それらの業者は、まだ厚生省が集めてやったことではないと思うが、これからもやる計画はないのでしょうか。またやれないのでしょうか。これは警察がやるんでしよう。警察庁方面が大いに努力してやるんでしよう。しばらくその方のやるのを待っているのでしょうか。どちらでもいい、あなたの方でやるのか、これは明確にして下さい。どういう計画になっておるか。ほかの方の法律の改正はみんなわかっておる。ほかの方の法律の改正は、政府はもう国会にお出しになるその通過以前に、その改正法律案施行について、あなた方はすぐに関係官

をお呼びになつて、しばしば會議を開いたり視察をしたりして準備をするのであつて、法律が通つて、その法の施行の準備に取りかかるのか。従来の法律はそうでないでしょう。法律案の改正を国会にお願ひするという段階になつて、あなた方は関係者を、部長なりあるいは課長なりを集めて、改正案の趣旨を説明して、それぞれの準備を命令するんじゃないやしませんか。今回の改正案の関連するところは、従来の赤線業者、従来の問題の業者がそれに触れるところが非常に多い。従来の通常の旅館業者は、これらの改正法律に触れるおそれはないでしょう。それも幾らかはあるのでしょうけれども、大部分は転業してくる、旅館業に転業してくる者に非常に触れることの多い法律の改正をする。その執行に當る府県知事、實際の第一線に當るところの衛生部長とか保健所長とか、何か知らぬけれども、それらについて集めて、この改正案の趣旨を説明したか。何の準備をしたか。してないでしょう。してないといふことは、厚生省自体がこういう法の運用を主体性をもつてやるという基本方針を持っているのか持つていないのか。法律が通つたらやるのか、これから。私は、従来法の改正をするときに、その実施の準備を何らしなないで法律改正案を出したという事例を見たことがない。あなた方が国会に対して、これは、従来の第八条の三号の勅令九号を、ただ売春防止法が実施されましたので、その処罰規定を入れかかえるだけでありますという簡単なことを言つて、ここを通過しようとする、そういう粗雑なことで、国会を通すわけには参りません。

〔理事大島虎藏君退席、委員長着席〕

それだけの改正をいたしますと、運用上非常に波及するところがある。どういふように実際に運用していくかというのを、一体プログラムを持つていふのか持つていないのか。何にもないのだらうと思ふのです。それではいけません。警察の方と十分協議をせられなければならない。なかつたらないでいいのです。無理に上手な答弁を聞きません。もう実質が明らかになればいいのですから、もしなければ、今後すみやかに計画を立てて、そうして警鐘を乱打し、そうして違反者があるならば、警察の通告も嚴重に要請し、厚生省関係者が主体性をもってこの行政処分に当るといふ確信を持つてのでなければ、この旅館業法の運用は、行政機構を改革して、警察行政の中に変更された方が実質上早いと思う。そういう根本方針はどうなっているのか。政務次官もし御承知であるならば、そういう基本的な方針とか計画とかいふものをお示し願ひたい。なければ、今後御検討下さつてよろしゅうございます。

○政府委員〔米田吉盛君〕 基本の方針としては、嚴重にわれわれの方としてはやるという考えでございます。

○政府委員〔尾村傳久君〕 一つは、われわれの方で不満足ながらやつた点を一つ申し上げますが、旅館の同業組合

をわねわれの方で今でできるのを指導しておりますが、その際に、旅館の組合当事者と話し合っているときに、いつも出ますのがこの問題で、新たに今度旅館へ転業してくる元これらの赤線業者というものが非常に違反を起す。従つて、同業組合としてのいろいろな事業のうち、同じ旅館業の中で、これらのような違反を出さぬようにするのの第一目標だということを組合の方も言っております。われわれも、さうな線で、ぜひさういふことを重要な事業に取り上げるようにということで、これを旅館業の同業組合を通じて、現在までさうな趣旨は徹底しております。

それからもう一つ、売春業者の関係業者の転業策といたしましては、厚生省としては、極力、旅館を望む者は旅館として条件に合えば許す。場合によつては、若干の短期間の間に設備の改善ができれば、それさえ見込んで許可してやる。この方針は、先般売春防止の対策審議会の方に四省から出した案の中にも入っております。これが京都府知事に行つておりますが、この方針で、旧売春業者の旅館への転業は、衛生部長がこの趣旨に従ひまして承めまして、促進をしたわけであります。愛知県のごときも、早くこれが全部転業いたしまして、その際相当数な旅館になるという場合には、やはりこれらを集めて、この線で指導をいたしてやつていく。そのかわりに、その際に、将来旅館を許されながら、かようなもののようなことをやつてはいかぬということは、もう最初から厳重なこれは指示付で、これらの便法まで講じている。こういうことでありますが、今

までやっているのはその程度でございますが、今後につきましては、一つは今の同業組合を通じ、ただし入らぬ者は、直接さような者をチェックして呼んで、衛生部長からこれを指導しなければなりません、同業組合が今着々とできつつありますので、これを通して、地方では地方の同業組合、中央に中央連合会が近くできると思いますが、これを通じてやるという形ですが、これを通過してやるという形ですが、厚生省だけでやるのは、やはり力が若干弱うございまして、警察とも密接に並行いたしまして、要するに、これらの充春防止法の違反を起してはいかぬということについては、この法のお目付けとしての警察の方の協力を得る。指導を厳格にやるためには、その方がよいと思っております。これは並行してやろうと、こう思っております。

○山下義信君 私、今まで質疑いたしましたので、御答弁をいただきましたが、納得いたしかねます。しかし、今後十分、私が申し上げましたこととおわかりだろと思っておりますから、本格的にやるならやろうという準備をし、警察庁とも連絡をして、しっかりと方針を打ち出して、そして国民の前にも明確にし、何も処罰や処分すること法目的ではないので、そういうことをしなくてはいいほど関係者が自粛することが、これが満点の行政なんですから、そういう点を明確にされることを望む。今までの応答では、おそれく私は、委員長報告で、この法の運用についての当局の方針について質疑があったが、当局がどう答えたかというこの御報告のなされようがないと

思う。専門員は、今までの質疑で、どれだけ要点をチェックされたか知らぬけれども、非常にこれは重大です。旅館業法、組合々々というより雑多なことを言わねえで、赤線から入ってきて旅館業に転業した者は、これは特殊の対象で、玉石混濁するような指導やら扱ひ方を言ってみたら、そんなことが行政の一番トップ・レベルの当局の言うような言葉ではない。転業した者は転業した者として呼び集めて、そして趣旨をさとして、警察とも連絡して、万一これに触れたならば処分するぞというのを言い渡して警告するのだから、やり方は幾らでもあろうと思ふ。また、そういう悪いことをする、法に触れる者はかりが相手ではないのであって、善良な旅館というものをどう明確にさせてやるかというこの半面の指導もしなくてはならない。優良旅館が、この旅館は充春などはいたしません旅館でありますというところをどう表示してやるのか。旅客をして安心してその区別をさせることは、どういう方法をとったらいいか。幾らでも、充春的な旅客を泊らせないようなやり方をさせることは、旅館業法の規定を応用すれば自由自在にできる。そういうことも法律で、厚生省関係者に、都道府県知事に権限が許してある。それは、警察官の臨検のようなことはできぬけれども、この旅館業法の執行について、旅館業者に、優良な旅館業者には、いかかわしい客の宿泊の拒否をさせることもできるよになつてゐる。あるいはいかかわしい旅客を宿泊名簿に記載しているかどうかということも調べることでもできるよになつてゐる。警察

の取調への範囲に足を入れないで、この旅館業法の公衆衛生の見地から、それらの係員に仕事のできるようにしてある。いろいろな考えたら、この今の改正案に伴うて、あらためて新しい角度から、一つには充春防止法のわき役となり、わき役どころではない、場所の提供ということではこれが主役である。それとタイアップして、充春防止法の目的を貫徹させるためにはどうしたらいいか。優良な旅館業者にはどういふふうにバック・アップしてやるかという、いろいろのやり方というものがあつて、いろいろの基本的な計画があるべきだ。堀本君は何をしてい

る。おそろく何にもしてないから、私は大声疾呼している。実は、厚生省としては怠慢なんです。そういう点を十分考慮されまして、また、法案が通つた、審議の終つた後でもよろしくうございまして、委員会を通じて所信を表明なさることは、国民の前に公表することでありまして、それによつて実は相当の効果もあろうかと思ひますから、質疑応答は不満足でありますから、私の質疑は、一応この程度にいたしておきます。

○政府委員(米田吉盛君) ただいまのお説、しごくもつともだと思ひます。地方の衛生部長に努力を願ひまして、十分、法を執行する前に、この法によつて処分される者のないよう、特に赤線業者から転業しました旅館業者については十分警告を発して、一人でも実質的の犠牲者のないよう努力したいと考えております。なおさらに、優良な旅館につきましては、お話しもございましたように、何らかの方法を一つ見出していききたい、こういう考えであります。

○政府委員(中川重治君) 充春防止のことににつきまして、ただいまの山下先生の御発言に関連して一応申し上げたいと思ふのですが、充春防止という関係は、充春防止法の規定を中心として動くわけでございますが、何といつても、これは大企業でございます。それで、私も警察機関によるところの取締りも、重要な役割の一つだと心得ますけれども、何と申しまして、行政各庁全面的御協力が必要ならば成果が得にくい、こういうふうに考えておまして、現に地方におきましては、中央でもそうでございますが、特に地方におきましては、知事を中心にして、関係機関がこれに協力いたしまして、都道府県の機関はもちろんでございまして、国の機関も協力いたしまして、充春防止本部というのを作つております。この充春防止本部というのを中心にいたしまして、啓蒙もやりますし、それから、いろいろな措置もやる。そして取締りももちろんやりますけれども、そういう関係各庁の協力によつて、さらには国民の方々、皆さんの御協力によつて、この問題を解決するように努むべきである。警察も一つの役割でございますけれども、警察だけで問題を解決するとは考えておりませんので、あるいは旅館の問題もございまして、私どもの方は、料理屋の問題もございまして、いろいろな各級の問題を包蔵しておりますので、関係各庁とも、中央においても地方においても全面的に御協力願つて、現にもう相当協力を願つて、実績を上げておりますが、今後ともそういう趣旨に基いて努力して参りたいと思つております。

○山本経勝君 いま一点だけ御質問を申し上げておきます。それは、今ここに、労働省の基準局監督課長がお見えになつてゐるはずなんです、一つ基準局監督課長にお伺いを申し上げます。それで、この旅館、あるいはこの資料によりますと、料飲店等を含めておられるよりあります、昭和三十一年の七月から三十二年の六月にかけて、約十一カ月間に、いろいろと行政監督をなすた報告が出てゐる。これによりまして、定期監督のところでは三百四十八件、申告監督で千百十三件、こういうふうになつてゐるものであります。これは私ども、ちよつと事情がわかりませんが、御説明を願つておきたいと思ひますが、定期監督と、それから申告監督の違い、いわゆる内容なんです。それをまず第一点に伺つておきたい。

○説明員(鈴木健二君) お答えいたします。定期監督というのは、一四半期なり一年に、監督署におきまして計画を立てまして、監督官が出向きまして、一般的に監督をやるのが定期監督といつております。申告監督というのは、労働者から申告があつた場合には、その申告に基いて、その事業場を監督するのが申告監督と、こういうふうになつております。

○山本経勝君 そうしますと、おたくの方で出されております監督件数の中で定期監督、これの結果現れてゐる違反状況と、また主要事項違反状況というのがあります。それを見ますと、賃金の不払い、労働時間の決定のないもの、休暇あるいは休日を与えないもの、割増し賃金の支払のないもの

第七部 社会労働委員会会議録第十四号 昭和三十三年三月十八日 【参議院】

の、こういうものを合せて四百四十九件に上つておる。その中でも労働時間等については、百五十五件の多数に上つておる。これは、まさに実態であらうと思ふのですが、こういう状態に対して、定期監督の結果、十分に監督指導をなされたかどうか。また、なされなければならぬはずのものです。そういう状況について、再監督実施事業場数といふものに三百二十三件が出てゐる。完全是正がなされてゐるのは百四十三件、一部是正が四十一件、是正がないのが百三十九件、こういうふうになつておる。この資料は、むしろ直接労働省から私にいただいたものではあきせん。組合の方に提示された資料によるわけですが、こういう監督の状況といふのは、かりに旅館が今、全国六万軒、多数の旅館のうちの何分の一ですか、六十分の一、まことに微々たる一部なんです。これは、もともとと監督行政を強化する必要があると思ふのです。そこで、当面の法改正に關連しまして、さらに強化されるであらうことを期待するのですが、その点の基準局の方の所信を伺つておきたい。

○説明員(鈴木健二君) 旅館におきまして、基準法違反の実態が非常に広範にわたつておるといふことは、まことに遺憾に思つております。しかしながら、旅館業の実態を見ますと、工業的企業と違つた特殊性を持つておりまして、これを一律に摘発主義的な考えで監督するといふことが、直ちに実効のある効果を期待し得るかどうかにつきましては、われわれといたしましては疑問を持つておるわけでございます。従つて、われわれの現在の、こういう非工業的企業、特に旅館のような業態に対する指導監督の方針といたしましては、これらの業態に対しては、団体を通ずる団体指導を一方で行ひながら一方において労働管理全体についての近代化、合理化を促進して、基準法に近づき基盤をまず作つていくというところが先決問題じゃないか、こういう観点に立ちまして、まず業界指導あるいは個別指導といふものを通じて、そういう基盤をまず作る、必要によつては、業界に對しては、基準法に必要な事項の申し合せを行はせる、漸次、必要な事項から段階的に基準法の線に近づきましては、断固たる処分をとつていく、こういう運営方針で臨んで参りたい。そういう観点に立ちまして、先般基準局長通牒をもちまして、地方の基準局長に、そういう点について旅館業を指導監督されたいという通牒を出した結果、各地におきまして、漸次この指導監督が進んでおまして、たとえて申しますと、某局におきましては、旅館の営業者団体が申し合せをいたしました、一つが休日を与えること、二には、労働時間を当番制、交代制その他の方法により、法定の時間内でやることにきめること、年次有給休暇を法定通り与えること、賃金は毎月一回以上、一定の期日に支払ふこと、就業規則をすみやかに作成し、監督署に提出するとともに、労働者の見やすい場所に掲示する、こういうようなことを業者自体で申し合せて、基準局に届けてきたというふうな実例もありますので、こういうような団体的な指導というものを中心とした業界指導をやつて参りたい、こういうふうに考えております。

○山本経勝君 課長さんにもう一度確かめておきたいのですが、これは、たとえば旅館等は特殊な業務である、一般に工業等の企業形態とは違ふから、前の方は基準法を一心をこめてやるからという前提に立つておられる。ここにあります、あなたの言われた趣旨の通牒が出ておることは認めますが、そういう前提に初めから立つならば、いわゆる働いておる者に対する取扱い方が、従来の慣行とかなんとかいろいろで、全くもって不徹底な状態にあるのが実態ではないかと思ふ。これは、特に課長さんに申し上げたい。また、この委員会でも、本日ここで議論しようとは思ひませんが、これは十分御検討願つておかなければならぬことです。去る三月七日の参議院の法務委員会では、旅館等における従業員の給与あるいはその他の労働条件について、こういう点が指摘されておる。第一点は、賃金の明確な規定がない。あるいは賃金台帳等、基準法に規定する備えつけの基本的な条件が備わっていない。それでいて、あるいは器物を破損した、あるいはお客さんが物を持て行つた、その危険負担を従業員の給与の中から天引して取り立てておるといふ事実が指摘されておる。これは、基準法違反ではないかときめつけたように聞いております。そうしたら、あなたに、基準法違反とは考えておらぬ、こういう御答弁。それから十一月十三日の衆議院の社労委員会でも局長は、同じ問題に対して、基準法に違反するものとお考え、こういう御答弁になつておる。これは、労働基準をつかさどる最高のスタッフ、すなわち局長と課長、こういう二つのいすにおられて、

労働省の中で労働者を擁護し、あるいはサービスをするための省としての労働行政の中で、この重要なスタッフに意見の相違がある。こういうことはきわめて私は重大だと思ふ。ですから、私は、これは追つてこの委員会でも説明することが必要であると考えておりますが、本日は時間もありませんし、このことは、まず十分局内において思想統一をしてもならなければ困る。いわゆるこの通牒の内容のように、お前のところは特殊な事情にあるのだから、地域的な条件を加味して考慮してやるのだというところが前提で監督をしたのでは、基準法の厳正な施行というものは、おそらく期待できないと思ふ。そのことは即、こういうふうな不都合がわまる、労働者にしわ寄せを経営者がやつておるといふこと、こういうことが見のがされていくという結果になる。私は、法は法であつて、厳正に施行しなければ意味をなさないと。先ほど山下委員の質問に対する問題等とも関連して、この点、基本的態度が私は解明されなければならぬと思ひますが、時間がありませんから、私は、その点は一応お預けを申し上げます。ただし、課長さんの考え方として、今の問題を離れて、いわゆる基準法を適当に手心を加えてやるというふうな前提の通牒は意味をなさないと。こういうことについて、私の意見についてどうお考えになるか、伺つておきたい。

○説明員(鈴木健二君) 旅館就業の労働条件の実態で問題になりますのは、まず第一に、従業員そのものが自分の労働条件といふものがどういふふうになつてゐるのか、休日が一カ月に何回与えられるのか、あるいは一年働いたら有給休暇が与えられるのか、そういう労働条件自体がわからないといふところに根本の問題がある、こういうふうに認識しております。そういう結果、賃金が幾らかわからないので、社会保険に入らうにもなかなか入れない、こういうところが根本問題だらうと思ひます。

基準法の実施についてでございますが、法の目的を達するためには、実現するためにいろいろの手段、方法があろうと思ひます。その方法につきましては、先般の基準法臨時調査会で答申が出ております通り、中小企業、零細企業につきましては、今直ちに摘発的な監督をやらずに、啓蒙指導を中心とした監督をやらうという答申も出ておりますし、特にこの旅館業といふようなものの従業員につきましては、調査会の答申通り、指導啓蒙を加えた監督指導をやつていくことが正しい方法だと私は考えております。

○山本経勝君 私、今の鈴木監督課長のお話は、全くもつてけしからぬと思ふ。たとえば、労働条件等は、これは基本的に明らかにできると。給与の高低は低いはその自後の問題、次の問題、そのほかいろいろした給与を何月何日に、基準法が定めておる通りに、通貨で直接本人に支払ふと、こういうふうになされておらぬところに問題があると思ふので、給与の問題などは、てんできまつておりません。こういう事実を知らんと課長が言つておられるのか。こういうことを知らないのは、きわめて重要問題だと思ふ。労働条件について旅館等の従業員が十分に知らないから、わかつていないものだから知

らない、こういう解釈であるならば、私はきわめて事態が重大であることを申し上げざるを得んのです。この点について、重ねて説明を願っておきたい。

○説明員(鈴木健二君) 旅館の従業員は労働条件については、いろいろ問題がありますけれども、現在さしあたり特に重点を置いてやらなければならぬことは、労働条件の明示と、今言った賃金台帳の整備、そういうものをめぐったものがさしあたりの重要問題であるので、その点に重点をおいて監督指導をやっていきたい、こういうふうな考え方があります。

○山本経勝君 私が先ほども申し上げたように、局長の答弁と違ひ。全く根本的に食い違ひます。同じ一つの具体的な事例をあげて答弁を求めて、そういうふうに通ずる。そこで、たとえば労働条件について、労働時間なりあるいは給与なり、まず賃金台帳等を備えて、支払いの期日を定めて、通貨で、現金で、しかも一定の期日に払うという、基本的なものがきめられる。これは必要なことだし、当然やらなければならぬ。これはやれぬことではないでしよう。それとも、旅館であるがゆえに見のがしていかねばならぬという理由はないかと思ふ、零細企業でも、人を雇う以上は、国民なんですから、自分の親や兄弟ではない、人を使ふには、その基本線をはっきりしておかなければならない、これは企業前の問題です。これをばやかすような監督行政では、しよせん労働者の基本的な権利は擁護できない。こういうことがはつきり言えると思うのですが、この点はどうですか。

○説明員(鈴木健二君) その点につきましては、先生のおっしゃることと同じことを私は言っておるつもりであります。まず、先決問題としては、賃金台帳を整備すること、労働条件を明示すること、そういうことがきわめてこの旅館業の従業員に対しては大切なことであるので、それを中心として、それが実現できるように監督官庁としては指導したいというふうに申し上げておるので、大体先生と同じ趣旨のことを申し上げておるつもりでございます。

○山本経勝君 これは要望みたいになります。少くとも先ほど御質問の中にも話されておりますが、また同じことになりませんが、少くともこれらの業者に対する摘発や処分が目的ではない。従つて、これらの業者に対する指導育成といふべきか、あるいは監督することともに、一方で指導をするということが行政的には必要な要件である。ですから、それに適切な方法として、労働省としては何かお考えがあるんですか。それとも、先ほど集団的に指導をすると言われたが、これは、旅館業が同業組合等を作って運営されておる関係もあると思うのですが、そういうような点から、組合等に対して流すという、いわゆるありきたりの一片の義務的な形式的なやり方を考えておられるのか、そこら辺をべん何っておきたい。

○説明員(鈴木健二君) 先ほど申し上げた状況でございますので、今、基準法百何条にありますが、それを全部守れというところで、摘発的に監督官をやりますとも実効を期しがたいし、また、監督官の主体的能力にも限度がありますので、ざつとばらんに申し上げまして、現在考えておるこれらの指導の方針としましては、今申し上げました賃金台帳の整備、休日の付与、労働条件の明示というふうなことを中心といたしまして、業者間に申し合せを促す。申し合せを促して、その厳格なる実施を監視している。そしてその申し合せを破つた特に悪質なものを対しては、断固とした態度をもってこれを摘発する、こういうふうな運営方針で参りた、こういうふうな考え方をしております。

○山本経勝君 もう一点、課長に伺つておきたいんですが、申告監督なんかの場合に、直接やはり指導を要する点もあると思ふんですが。たとえば、先ほどお話のあった労働条件等について、労働条件とは何かというのを女中さんで知らぬ人があるかも知れぬのです。あるいは休日、年次有給休暇、これは、当然とれるものだと考えておられぬかも知れぬ。こういう点に關する指導は、やはり従業員に対して同様になされねばならないと思ひます。組合が現在できておられますから、組合が相当強力にやつておられますが、むしろこれらに対して阻害をするような、いわゆる基準局の下部、出先といひますか、末端には、機構の動きさへあるといわれる。ですから、私は、そういう点については、もう少し積極的な本省の指導が必要だと考えておるんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○説明員(鈴木健二君) もちろん、従業員が基準法でどの程度自分が保護されておるかというのを知つてもらうことが、基準法施行の根柢になるのでございまして、先生の御存じの通り、上山におきましても、従業員を集めて基準法の説明会を開く、また京都においても、そういう説明ができていないところを特に留意いたしまして、従業員に基準法の説明会を開く、こういう措置も講じておりますし、先ほど申し上げたように、業者が申し合せをやつた場合にも、労働組合の意見も十分聞いた上で、こういう申し合せをいたしたわけでございます。

○委員長(阿具根登君) ほかに質疑ございせんか。(なし)とつぶやきあり。他に御発言もございせんやうですか。質疑は尽きたものと認めることに御異議ございせんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと思ひます。

○委員(阿具根登君) 御異議ないと思ひます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べを願ひたいと思ひます。

○山本経勝君 本法の審議につきましても、基本的には、改正点の問題になつております。先春等防止に關する法律の関連において当然でありまして、これについて反対を申し上げるわけではございませんが、この審議を通して明らかに何一つおる問題は、前の国会におきましてもうございまして、従業員の待遇あるいは健康の保持という問題が非常にやかましく、そういう点から私は、この際、付帯決議を付して賛成をいたしたい、かように考えます。まず、案文を申し上げます。

旅館業法の一部を改正する法律案に關する附帯決議
旅館従業員の待遇等の問題については、前国会以来本委員会が指摘されたところである。

此際政府は従業員の待遇の正常化と、その健康の保持について、適切妥當な行政措置を講ずべきである。右決議する。

以上であります。

○委員(阿具根登君) 他に御発言はございせんか。——他に御意見もないやうですから、討論は結局したものと認めることに御異議ございせんか。

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと思ひます。

それでは、これより旅館業法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿具根登君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました、山本君提出の付帯決議案を議題といたします。

山本君提出の付帯決議案を本委員会の決議にすることに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

第七部 社会労働委員会会議録第十四号 昭和三十三年三月十八日 【参議院】

て、将来に対して補装具を用いなければ相
当の動きができるようなことが非常に
研究が進んで参つてきている。そん
う医学の進歩もあわせてきて、身体障
害者が事後歸つていけるように、何と
申しますか、社会に復歸できるような
状態にして参る。また先ほど政府委員
から申し上げましたように、こういう
身体障害者に対する医学的治療の期
間というものが相当ありますから、そ

の間に職業の一つの相違的なもの、社
会復帰にいけるような状態に初歩の訓
練をして参る。そうしてまた相当その
訓練を終ました以後は、職場に復帰す
るなりあるいは他の職業をめんどう見
ていくというふうな一貫した事柄も必
要じゃなからうか、こういふふうに考
えているわけであります。これらの点
につきましては、私はもつともつと全
体の国民の協力を得て、そうしてこれ
らの諸種の問題が解決するようにいた
して参るのが私どもの勤めじゃない
か、こういふふうに考えている次第で
ございます。

○片岡文重君　御説明何つております

と、一通りもつともは何われますし、特に厚生大臣は、かつて今のお言葉にありました通り、御自身こういう身体障害者等お気の毒な方々の厚生施設に関係されておられたのですから、もつと私は逆にいえば積極的に予算措置等については御努力を願いたいという気持が強いわけです。特にここで思い出されるのは、前国会から強く要望申し上げている重度の精薄兒の収容施設、これは当時三十二年度に開設以後、続けて毎年作っていかれるようなお話しであつたのですが、それが三十二年度に首名程度の収容施設を一つ作るとい

うことだけで、少くともこれらの収容施設に収容することが適当であろうと考えられる諸君はおそらく五万近い数だろと私は思います。なお、これを年令を十八才未満ということになしに広く収容するということになったならばもちろん数十万に達しましょう。これらの多数の精薄児の中でわずかに百名しか収容できない施設を全国で一カ所設ける。あとは総合的に計画を立てて考えましょうということに変更をされてしまっております。しかもその百名の施設もまだ開設する運びには至っておらないやに聞いている。一体いつになつてこれが開設をされるのか。すでに今年度予算が使える期限というものは目前に迫つておると思う。こういうことでは、はなはだ誠意が私は疑われると思うのです。重精薄児のような諸君についてもこの通りでありますから、その他の身体障害者に対する措置としても、もっと熱意をもつて計画をされ、今後の対策を工夫されるならば、民間における福祉法人の委託収容を考へることはもちろんけつてですが、それ以上にこれらの施設の拡大等について積極的な援助を与えられるならば、国立もしくは公立の施設の拡大にもっと努力していただくべきではないか、こう思うのです。そこでいま今後の御計画ということで所見を伺つたのですが、お話し筋としてはまことによくわかります。しかし具体的に、しばらくはどういう方針でやつて行くのかというところになると、遺憾ながらその具体性というものが私にはわからない。一つそういう点で何か約束をされるような具体的なものはないのであるか。特に重度の精薄児の収容については、

今後総合的に年次計画を立ててやつていくということになつておるようです。しかし、この約束はすでに三十三年度予算が初めてこの委員会に出されたときにすでに言われておるはずですから、この計画がどの程度に進んでおられるのか、どういふ指示を大臣は与えておられるのか。児童局長がお見えにならないようでは、はなはだ大臣にこまかいことをお尋ねするのはどうかと思ひますけれども、少くとも指示の内容についてお聞かせをいただきたい。
○国務大臣(堀木鏡三君) 細部にわたります。これは政府委員なりあるいは説明員から説明をさしたいと思ひるのであります。が、率直に申して、まあこれは片岡さんよく御承知だと思ひのであります。が、私も民間でやつておりますと、実は金ができて施設をやるのにはほんとうの適格者を得るということが非常にむづかしいのであります。私いつも民間におりました。考えたことは、施設は適格であつても、それをほんとうに生かしてやつていくくれる人を作り上げることも非常に大切だということを痛感いたしております。今度社会事業学校の方も大学課程を作りましたのも、一つは人間を作るということが非常に大切である。この問題は比較的、ことにおあげになりました児童の、重度の精薄児の問題というものはある程度、私はすべての問題を今後作り上げていく時代であつて、人間も施設も作り上げて参る時代であると同時に、最近の社会情勢で一番何と申しますか、社会の力の強いのはおっしゃる通り精薄児の施設が足りないといふことが非常に強く叫ばれております。そして精薄児の施設といふものができまふところ、非

常に何と申しますか、この社会自身の福祉事業に貢献するところが多いように、私自身も考えられるのであります。で、今片岡さんのおっしゃる通りに、これらの問題に対して従来の努力では足りないじゃないか、もっと努力をすべきであるという点は私もその通りに考へております。かたがた三十二年度で中央に一カ所モデル的なこの精薄児の施設を作りたいといふことで御承認を願つたのが諸般の関係でおくれおりました。が、やつとそれがたしか今年度から来年度早々ぐらゐにはでき上る予定ではなからうか、こう考へております。
なお、共同募金等の金の分付につきましても、精薄児施設に対する御要請が地方で非常に強いといふことを承わつております。今回も群馬、三重等にこの施設を作るといふふうにいたしました。またいろいろ精薄児について新しい問題が投げかけられてきておるのですが、これらの問題につきましても、今後御趣旨に従つて進んで参りたい、こゝろに考へておるような次第でございます。

あと足りませんところは説明員でよろしかつたらお答えさせます。
○片岡文重君 精薄児の問題については、また児童局長出席の際に具体的の問題についてお尋ねいたします。この場合、その他の身体障害者の問題について、もう少しお尋ねしておきたいのですが。
全額公共団体で負担を、負担というよりも立てかえをしておいて、しかも国から補償されるものは八割であるといふことになるのであります。結局十分の二は地元で負担をしなければならぬ。これはなぜ全額負担をしなければならぬのか。こゝろに気の毒な人々の数といふものは、これ自体から見れば大きな数でなければ、国全体から見ればきつめて微弱であるし、その経費等も国家予算から見ればさう驚くほどの経費にもなつていかなうでありましようし、特に今までの御説明の中にもありましたように、国がみずからの施設を作つて、これに収容をしていくのではなくて、民間団体、福祉法人等に収容を委任をするような場合に、あるいはまた地方財政のきつめて困難な今日の状況下において、他のはなやかな諸経費の支出ですらなかなかなうにまかせない状況下において、こゝろに方面に回される経費といふものは、一そう制約を受けると考へられます。かゝる、こゝろに、関係の経費といふものは、あと限り国の負担といふことにした方がよいのではないか、十分の八まで負担をするといふ覚悟をされたならば、残り十分の二くらいは負担をされてはどうか、こゝろに思ひますが、この十分の二を負担をできなかった理由といふのは、単に予算上の措置だけであつて、この十分の二といふのは負担をされなかつたのかお伺いしたい。
○政府委員(安田巖君) 大へんごもつともな御質問だと思ひのであります。が、この経費支弁につきましても、たとえば千葉県に施設がございまして、青森とか茨城とか、あるいは大阪とか、青森とか茨城とか、あるいは大阪とかいう、その住所地におつた人が千葉県の施設へ入つたとしますと、それに要する事務費を千葉県が立てかえるわけでございます。さうしますと、青森県に対しては厚生省から十分の八がいき

まして、青森県が二割持ちまして、あとで千葉県の方へ払うといふことになつてから、地元の千葉としては二割持つのでなくて、住所地の援護をしなければならぬ府県が二割を負担する、これはさういふ現在生活保護の施設、たとえば養老院でありますとか、その他の教養施設、それから児童福祉の方の施設でございますとか、先ほどの精神薄弱児などもさうでございますけれども、さういふたよりなもので、すべて国が八割を持つて、援護いたすべき機関が二割持つ、こゝろに、こゝろになつておるものでございまして、さういふ例に従つたわけでございます。
○片岡文重君 児童施設などに収容される場合は大体父兄なり、何なり保護者がおられる場合の方が多いと思ひますが、身体障害者の場合、もちろん子供もありましようし、むしろ場合によつては生計の中心にならざるを得ないような者もありましようし、いろいろ家庭の事情等もあり、経費の面でその十分の二の負担ははなはだ困難な者も多いのではないかと考へられる場合が多いと思ひます。従つてこの十分の二といふものが、生活保護法その他によつて、他の援護法によつて援護され、本人の負担は全然かからぬのだ、こゝろに、こゝろにあるならばこれはまた話は別であります。さういふ点はどういふことになつておりますか。
○政府委員(安田巖君) 生活保護が、ちやうど費用を国が八割持ちまして県が二割持つ、それと同じでございます。ある困つた人がおられて、しかもそれは身体障害者で援護の必要があるといふ場合には、その住所地の福祉

ますが、それが千葉県なら千葉県の収容施設に委託するわけでありませう。そうすると八割を国が持つて二割を県が持ちますから、本人はその事務費を持たなくていいわけでございます。

○片岡文重君 わかりました。それではこの施設に収容をされることを希望する場合には、そうすると出身地の承認とか、あるいは届出とか、そういうことは必要ですか。

○政府委員(安田巖君) たとえば、また千葉の例を申し上げて恐縮でございますけれども、千葉の施設に入ろうと思ふ場合に、千葉市に住所のある者がおりました場合には千葉の福祉事務所へ参りまして、そうしてこれはなるほどベテスタ・ホームへ入れた方が適当である、脳性麻痺であつても、またそういうところへ入れれば何とか更生できるのじゃないかという者がありまして、そういう措置をとればいいわけでございます。そうしてそこへ入所させるわけでありませう。そうするとその千葉市というものがその二割を持つていくと、こいうことになるわけでありませう。そのときに本人が食費なんか払えるような人でございましたら、それは食費——払える分だけ持つてもらわなければなりませんけれども、そうでない場合にはもちろん払わなくてもいい措置がとられるわけでありませう。

○片岡文重君 ちょっと質問の際に言葉が足らなかつたと思うのですが、都道府県がその負担をするわけですから、同じ府県内であつたなら問題は大地として起らぬと思ふのです。たとえば、先ほどの例に引かれたように、千葉県のベテスタ・ホームに入るときに、青

森県の出身の者が入る、あるいは岩手県の出身の者が入るといった場合に、現在千葉に住んでおるといったような場合には、青森なり岩手の承認を得るのか、こいうことをお聞きしてゐるのです。

○政府委員(安田巖君) 青森なら青森に住んでおられますか、あるいは盛岡に住んでおられますか、その人はそこに住所があるわけでございますから、本来その住所の福祉事務所——これは責任者といひますと、市でありましたなら市長になりませう、それから県その他の地域でありますと、それから県その他の地域であります。それと県知事になるわけでありませうけれども、そういう人が自分で責任をもつてそういう措置をしなければならぬ。たまたま自分のところにはそういう施設がないために、それを他の県に委託するわけでありませうから、そこでその人が青森なりあるいは岩手であつたら、その知事が二割の費用を出してそちらへ送ると、こいう措置になるわけでございます。ですから、住所が千葉へ変つておる人でありませうならば、それは千葉の福祉事務所でございます。そうしてこいう主眼をとおつておるわけでありませう。

○片岡文重君 この政府から出された提案理由の説明に、「収容委託に要する費用につきましては、出身地の都道府県又は市町村が全額を支弁し、」と、こうなつておるが、そうすると、出身地といふのは居住地のある所をさすのですか、あるいは原籍地といひますか、こいう点をさすのか。もし居住地といふことの意味ならば、これは今局長の御説明の通りに私理解できると思ふのですが、たとえば青森県に原籍

があつて、そこで住んでおつて、そして千葉の施設に収容するという場合と、青森県で生れてそこに原籍があつて、千葉市に住んでおつて、そうして千葉の施設に入ると、こいうこと等いろいろ考えられるわけですね。出身地の意味といふのはどういふことを意味するのですか。

○政府委員(安田巖君) 出身地という言葉が法律的に見ますと不適当で、これは居住地の場合でございます。

○片岡文重君 次に、民生委員が今度はこの法律改正によつて協力を義務づけられることになるわけですが、今でも聞くところによると、実費弁償が完全には行われておらないのではないですか。ほとんどの民生委員が自分のポケットマネーをさいてやつておるやうに聞いております。職務柄、名誉職にしておるということは思考できないわけではありませうけれども、もう少し出血なしに、安んじてこの職務に活躍できるように措置を、この際あわせて考へべきではないかと思ふのですけれども、この点民生委員の今後の処遇について一つ大臣の所見を伺つておきたいのです。

○國務大臣(堀本鎌三君) 率直に申し上げて、民生委員に對して國としての処遇は私はまだ至らない、こいうふうなことを考へております。昔のように、一つの何と申しますか、名誉職的な、恩恵的な仕事でなしに、國がほんとうに責任をもつて考へていく際に、その手足となつて動いてくれる本人たちの非常な、みずからの活動といふものだけに御依頼をしてゐることは非常に足りないのじゃないか。この点は私としても申しわけなく思つておるのであり

ますが、今回この予算は事實上民生委員の御活動に對しまして三千二百万円を初めて計上いたしましたような次第で、しかしこれでもつて私は処遇が十分だとは考へておりませんが、何分にも今まで全然、どつちかといふと御厚意に依頼してゐるやうな形といふものを脱皮して参りたい。初めてのことでございまして、まずこの程度でございまして、今後とも財政の許す限り努力をいたしたい、こう考へておるやうな次第でございます。

○片岡文重君 もう一つ伺つておきたいのですが、民生委員は今の民生委員法の十條でしたか、名誉職とするといふことは、はつきりされておりますが、この三千二百万円の特別の予算を今年度初めて計上されたといふ、この御努力と御配慮はまことにけつこうであります。今も大臣のお話のありましたやうに、これで足りるとはしないといふお氣持で……

さらにお尋ねしたいのですけれども、従来の考え方によつて、この名誉職といふあり方によつては、民生委員等の性格からいへば、こいういふ意見の方が多かったかもしれません。しかし活動される範圍と対象が、その巨額な出費を常に必要とするわけではなないでしうけれども、常時相当の出費を伴なつておるやうですから、完全な実費弁償ができたとしても、なおそれらの事務的な手続も煩瑣でありませうし、何よりも経済的な負担はやはりどなたにとつても、そう楽しいものでないはずですから、この際この民生委員の処遇についても根本的に一つ御検討をいただいて、安んじて、特に実

費支出等についての経済的な負担がかからないやうに、そしてまた従来持つておられるところの民生委員の、何と言ひますか、自尊心を傷つけるやうなことのないやうな方法において何らかの将来の処遇について御検討をいたされたいかがですか。

○國務大臣(堀本鎌三君) どうも社会事業の本質上、實際何と申しますか、非常に一つの人道愛で、みずから進んで活動していただくといふ人の力を借りませうと、厚生行政はとくく大きく参りませう。しかしながらそれがために、その活動のために、いわゆる費用自身まで実は御不便をかけるといふことは、民生委員制度そのものの活用から見まして、遺憾に、欠くるところがございます。それをただ、率直に申して、昔は余生を社会事業にやつてお金持で、まあ余生を社会事業にやつていくんだといふやうな状態が世の中で現出しておる社会でしたらともかくとして、最近では社会事情もまるで變つて参りました。そうすると、いかに人道的な精神の旺盛な人でも、結局活動自身ができないといふことでは、これは申しわけないし、またわれわれから見てもこの民生委員の活動に期待している立場から見まして、このまま放置すべきでなからうといふやうに考へております。それで従ひまして民生委員制度については、今後財政の許す限りわれわれとしては考へなければならぬ。今後三千二百万円と申しますが、率直に申して一人当りには、あの莫大な民生委員に對して實にわずかなんです。しかも世帯更生資金を貸し付けたりいろ

御質問に對しましてお答えしましたように、現在中におります者をそれに振りかえていくかというところはそのときどきの状況によつてきめていきたいと思つております。

○委員長(阿具根登君) ほかに質疑のある方ございませんか。——他に発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

なお修正意見等おありの方は、討論中にお述べを願います。

○藤田藤太郎君 今度の身体障害者福祉法の一部を改正する法律案につきましては、この非常にくくさんの中で十分な手当はされてないのをごさいますけれども、とにかくといたしまして、民生委員の協力を得て、そして民間にもこの気の毒な人を取容する手はずをきめる法律案だとわれわれは考えて、この法の趣旨には賛成いたしたいと思つております。ただこの法案は、一方において民間の委託という格好で幅を広げていくのでありますけれども、本来何といつても公的施設が拡大されて、そこにより多く取容されるという建前、これが本来の姿であらうかと思つて、その建前を立ちまして、日本社会党といつたしましてはこの法案に賛成いたしたいと思つております。

その賛成の上に立ちまして付帯決議を提案いたしたいと思つております。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案に関する附帯決議
身体障害者の収容保護について、国立及び公立の施設において第一次的に行うべきものと考えられるので、民間施設への収容委託と併せて今後その整備拡充に努力すべきである。

右決議する。
提案をいたします。

○委員長(阿具根登君) ほかに御意見ございませんか。——ほかに御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(阿具根登君) 全会一致でございます。よつて、本案は、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました、藤田君提出の付帯決議案を議題といたします。藤田君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(阿具根登君) 全会一致と認めます。よつて、藤田君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、本会議における口頭報告の内

容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名
山下 義信 山本 経勝
藤田藤太郎 木下 友敬
松澤 靖介 柳原 亨
草葉 隆圓 鈴木 万平
谷口弥三郎 横山 フク
中山 福藏 勝俣 稔
有馬 英二 西岡 ハル
木島 虎藏

○國務大臣(堀本謙三君) 熱心に御議論を願ひまして、ただいま法案を委員会として御採決願ひましてありがとうございます。なお、付帯決議としておつけになりましたことは、むしろ私どもは民間施設への収容委託の道を開きますことが、民間のこれらの事業に対する積極的な刺激となるとは考えておりますが、それがために、本来、御決議にありますが、に、国立及び公立を第一義とすべきことは、本決議の趣旨に従つて今後行政を指導して参りたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(阿具根登君) 速記をやめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(阿具根登君) 速記を始め

本日はこちらにて散会いたします。
午後四時十二分散会
三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働基準法等の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外六名発議)
一、けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法の一部を改正する法律案(大矢正君外六名発議)

労働基準法等の一部を改正する法律案
労働基準法等の一部を改正する法律案

(労働基準法の一部改正)
第一条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項中「百分の百二十をこえ、又は百分の八十を下る」を「百分の百十をこえ、又は百分の九十を下る」に改める。

第八十一条の次に次の一条を加える。

(補償額の改定)
第八十一条の二 使用者は、第七十七條及び第七十九條から前条までの規定による補償を行う場合において、当該補償を行うべき事由の生じた日の属する四半期の平均給与額が、当該補償を受けるべき労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期における平均給与額の百分の百十をこえ、又は百分の九十を下るに至つたときは、その上昇し又は低下した比率に応じて、当該労働者の平均賃金を増額し、又は減額して計算する。

算した額により当該補償を行わなければならない。
「第八十九條第一号中「第八十條」を「第八十條、第八十一條の二」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
第十二条第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

第一項第三号から第六号までの規定による災害補償については、政府は、労働基準法第八十一条の二に該當する事由がある場合には、同条の例により、その平均賃金を増額し、又は減額して計算した障害補償費、遺族補償費、葬祭料又は切切補償費を支給する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前からの法律の施行の際まで引き続き労働基準法第七十六條第一項の規定に該當している者については、この法律の施行の日の属する四半期以後の四半期における平均給与額が当該労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた日の属する四半期における平均給与額より上昇し又は低下した場合につき改正後の同条第二項(改正後の労働者災害補償保険法第十二条第五項の規定により同条の例による場合を含む。)の規定を適用し、この法律の施行の日

の属する四半期前の四半期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部を改正する法律

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法(昭和三十年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に、「第十三条」を「第十三条の三」に改める。

第八条第二項中「粉じん作業以外の作業」を「当該事業において粉じん作業以外の作業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 使用者は、第一項の勧告を受けたときは、当該勧告の実施について、当該労働者及び当該労働者の属する労働組合(当該労働組合がない場合において当該事業場における労働者の過半数を代表する者があるときは、その者)と協議しなければならない。

第九条中「前条第一項」を「第八条第一項」に、「当該事業において粉じん作業以外の作業」を「当該事業において粉じん作業以外の作業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第九條中「前條第一項」を「第八條第一項」に、「当該事業において粉じん作業以外の作業」を「当該事業において粉じん作業以外の作業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

め、同条を第九條の二とし、第八條の次に次の一條を加える。

(就労施設の設置)

第九條 政府は、前条第一項の勧告に係る労働者で当該事業において粉じん作業以外の作業に就くことができないもののために適当な就労のための施設(以下「就労施設」という)を設ける。

第十條を次のように改める。

(転換給付)

第十條 政府は、第八条第一項の勧告に係る労働者が次の各号に規定する場合の一に該当するに至つたときは、その者に対して、当該各号に規定する期間につき転換給付を行う。

一 作業の転換により当該事業において粉じん作業以外の作業に従事する場合は、当該作業の転換の日以後当該事業を離職する日までの期間(当該労働者が労働しないため賃金を受けない期間を除く)。

二 就労施設において就労する場合は、当該就労期間(当該労働者が労働しないため賃金を受けない期間を除く)。

三 当該事業において作業の転換により粉じん作業以外の適当な作業に就くことができないため当該事業を退職し、かつ、就労施設において就労することができない場合又は当該事業から解雇(当該労働者の責に帰すべき事由による解雇、けい肺以外の心身の故障のため職務の遂行に耐えられないことによる解雇及び事業の継続又は現状維持が不

可能になつたことによる解雇を除く)され、かつ、就労施設において就労することができない場合は、年令満五十五才に至るまでの間において、他の事業(事業所を含む)に使用される期間若しくは再び当該事業に使用されるに至つたときは当該事業に使用される期間(これらの期間のうち当該労働者が労働しないため賃金を受けない期間を除く)又は自ら事業を営む期間(転換給付の額)

第十條の二 転換給付の月額は、基準賃金月額から、当該月について当該労働者に支払われるべき賃金(自ら事業を営む者については、当該事業による所得)の総額を控除して得た額とする。ただし、その控除して得た額が基準賃金月額の百分の三十をこえる場合は、基準賃金月額の百分の三十に相当する額とする。

2 前項の基準賃金月額は、当該労働者又は労働者であつた者につき、第八条第一項の勧告のあつた日を労働基準法第十二条に規定する平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして、同条の規定を適用して得た平均賃金の額に三十を乗じて得た額とする。ただし、計算されるべき転換給付の基

礎となる月における当該労働者の実労働日数が、当該月における所定労働日数に満たない場合においては、所定労働日数に満たない日数の当該所定労働日数に対する割合をその額に乘じて得た額を控除する。

3 第一項の賃金及び所得の額の算定並びに前項の労働日数の算定について必要な事項は、労働省令で定める。

4 労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定は、基準賃金月額に改訂について準用する。

(転換給付の支給方法)

第十條の三 転換給付は、労働省令の定めるところにより、毎月、前月分を支給する。

(転換給付の賃金等へのみなし規定)

第十條の四 転換給付は、他の法令の適用については、当該労働者又は労働者であつた者が支給期月において労働の対価として受ける賃金、給料その他の報酬の一部とみなす。

2 転換給付は、当該労働者を使用する者が当該労働者に関して法令に基き負担する手当、補償、負担金、保険料等労働省令で定めるものの算定にあつたときは、その額をその支給期月における当該算定の基礎に算入する。

第十一條第一項中「二年間」を「療養を必要とする間」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(休業補償等の附加給付)

第十一條の二 政府は、労働省令の定めるところにより、けい肺にかつた労働者又は労働者であつた

者が労働基準法第七十六条第一項又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第二号の規定による休業補償又は休業補償費の支給を受ける間、その者に対し、休業補償又は休業補償費の附加給付として、当該休業補償又は休業補償費の額の三分の一に相当する額を支給する。

第十二條第一項中「前条」を「第十一條」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その療養の開始後五年を経過したときは、この限りでない。

第十二條第二項中「休業補償の額に相当する額」を「休業補償又は休業補償費及び前条の規定による附加給付の額の合計額に相当する額」に改める。

第十三條中「前二條」を「前三條」に改める。

第三章中第十三條の次に次の二條を加える。

(給付の制限)

第十三條の二 詐欺その他不正の行為によつてこの章の規定による給付の支給を受け、又は受けようとした者には、その給付の支給を受け、又は受けようとした日以後一年以内の期間、その者に支給すべき給付の全部又は一部を支給しないことができる。

(給付の返還)

第十三條の三 詐欺その他不正の行為によつてこの章の規定による給付の支給を受けた者が、当該給付の支給を受けた者が、政府は、その支給を受けた者に対して、支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、その給付の支給が、その者を使用し、又は使用していた者の虚偽の届出、報告又は証明によるものであるときは、その使用し、又は使用していた者に対して、支給を受けた者と連帯して、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 政府は、第二十六条の規定により事業主から負担金を徴収している場合において、前二項の規定により給付金の返還を受けたときは、労働省令の定めるところにより、その返還を受けた金額の二分の一に相当する額を当該事業主に還付する。

4 第二十七条の規定は、第一項又は第二項の規定により返還を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。

第十四条中「第十条から前条まで」を「第十条から第十三条まで」及び「第十一条から第十三条まで」に改める。

第十五条中「第十条から第十三条まで」を「第十条から第十三条まで及び第十一条から第十三条まで」に改める。

第十七条第二項及び第十八条中「第十条から第十二条まで」を「第十条から第十三条まで及び第十一

条から第十二条まで」に改める。

第二十六条第一項中「第十条から第十三条まで」を「第十条から第十三条まで及び第十一

条から第十三条まで」に改める。

第三十八条を次のように改める。

(健康診断等についての国の援助)

第三十八条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な場合には、使用者の行うけい肺健康診断等について援助を行うように努めなければならない。

(事業主に対する補助)

第三十八条の二 政府は、労働省令の定めるところにより、第八条第一項の勧告に係る労働者を使用する者に対し、第十条の四第二項に規定する手当、補償、負担金、保険料等で労働省令で定めるもののうち同項の規定により増加する部分を補助する。

第三十九条から第四十一条までの規定中「第十条」を「第十一条」に改める。

第四十二条中「第十条から第十三条までの規定による給付を受ける権利及び」を「第十条から第十三条までの規定による給付を受ける権利並びに」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 統一的かつ効果的でない肺予防対策の樹立及び実施に資するため、審議会にけい肺予防対策専門審議会(以下「専門審議会」といふ。)を附置する。

2 専門審議会は、前項の目的を達成するため、けい肺の予防方法の総合的研究を行う。

3 専門審議会は、毎年一回、審議会に対し、前項の研究の成果を報告する。

4 専門審議会は、専門委員二十名以内で組織する。

5 専門委員は、次の各号に掲げる者につき、労働大臣が任命する。

- 一 労働省労働衛生研究所の職員
- 二 厚生省国立公衆衛生院の職員
- 三 通商産業省工業技術院の職員
- 四 医学に関する大学(大学の学部を含む。)の教職員
- 五 工学に関する大学(大学の学部を含む。)の教職員
- 六 その他けい肺の予防に関して専門的知識を有する者
- 6 専門委員は、非常勤とする。
- 7 専門審議会に委員長を置く。委員長は、専門委員が選挙する。
- 8 委員長は、専門審議会の会務を総理する。

第五十条第一項中「給付」を「給付、補助」に改める。

附則

1 この法律中第十一条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定、第十三条及び第十三条の改正規定並びに附則第三項の規定は公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から、施行する。

(改正規定の施行前に作業転換等をした者に対する特例)

2 改正後の第十条から第十四条の四までの規定は、第十条の改正規定の施行前に改正後の同条各号に規定する場合の一に該当するに至つた者についても、当該改正規定の施行後の期間について適用する。

(改正規定の施行前に療養給付及び休業給付を受ける期間が経過した者に対する特例)

3 改正後の第十一条、第十二条又は第十三条の規定は、改正前のこれらの規定による療養給付及び休業給付を受ける期間がこれらの規定の改正規定の施行前に経過した者についても、当該改正規定の施行後の期間について適用する。この場合において、改正後の第十二条第一項ただし書中「その療養の開始後五年」とあるのは、「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の公布の日以後におけるその療養の開始後三年」と読み替へるものとする。

これらの規定による療養給付及び休業給付を受ける期間がこれらの規定の改正規定の施行前に経過した者についても、当該改正規定の施行後の期間について適用する。この場合において、改正後の第十二条第一項ただし書中「その療養の開始後五年」とあるのは、「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の公布の日以後におけるその療養の開始後三年」と読み替へるものとする。

(他の法律の一部改正)

4 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の三中「給付」を「給付及び補助」に改める。

第八条第六号の三中「給付及び」を「給付及び補助並びに」に改める。

5 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第八号及び第六百七十二条第八号中「給付」を「給付(転換給付を除く。)」に改める。

(改正前の転換給付に対する公課の禁止に関する経過規定)

6 改正前の第十条の規定により支給を受けた転換給付の租税その他の公課に関する取扱については、第三十九条の改正規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和三十三年三月二十六日印刷

昭和三十三年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局